

環境社会配慮助言委員会

第50回 全体会合

日時 平成26年8月4日（月）14:31～18:08

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時31分開会

柿岡 それでは、時間になりましたので、JICA環境社会配慮助言委員会第50回全体会合を開始させていただきます。

会議に先立ちまして、これまでと同様のお願いとなりますが、この113会議室においては、逐語議事録を作成している関係で、マイクを必ずご使用していただきたいと思っております。本日マイクの数5人に一つくらいの割合でちょっと少ないかもしれませんが、申しわけございません、マイクを適宜回して、発言の際にはマイクのスイッチを入れるようお願いいたします。それから、発言が終わったオフということでご協力お願いいたします。マイクの件については以上となります。

通常ですと委員長がいらっしゃるのですが、本日、第3期助言委員会の初回ということで、まだ委員長が選出されておられません。従いまして、事務局にて本委員会を当初進めさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、第3期初回ということで、開始に先立ちまして、JICA審査部長の藤田より簡単にご挨拶申し上げたいと思っております。

藤田 本日は大変暑い中ご出席くださりまして、どうもありがとうございます。審査部長の藤田でございます。

第3期助言委員会の初回全体会合に当たりまして、短くご挨拶をさせていただきます。

まず初めに、皆様、本委員会の助言委員にご就任くださりまして誠にありがとうございます。これから2年間どうぞよろしくお願いいたします。

それから、後ほど、助言委員の選考委員長を務めていただいた千葉商科大学大学院教授の原科先生から、選考委員会でのご議論等をお話しいただく予定になっております。先生30分ほど遅れてこられるということでございますので、若干私のご挨拶から時間は空きますが、後ほどご指摘くださるということでございますので、少々お時間をいただければと思っております。

原科先生の話と重複しないよう、私からは2点だけこの場で申し上げさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、今期は計28人の方々から応募をいただきまして、第2期よりも1人多い24人の皆様に委員を委嘱させていただきました。内訳は、第2期から引き続きご就任いただいた21名の委員の方、それから、今期から新規にご就任いただいた方、3名の委員の方でございます。新任の3委員は塩田委員、それから柴田委員、田辺委員でございます。

名簿は、皆様にお配りした資料の中に綴じ込んでおりますので、ご参照いただければと思っております。

それから、その名簿に関連いたしまして、選考委員会で助言委員の方々の専門分野のカバレッジつまり範囲ですね、それからバランスに関する議論が若干ございました。それを受けまして、第3期からは、名簿に、委員の皆様の専門分野も明記させていただきます。

くことといたしました。これ事前に皆様にチェックをいただいております。ご理解のほどどうぞよろしく願いいたします。

それから2点目でございますけれども、2015年3月頃まで個別のプロジェクトの環境社会配慮に対する助言、これは通常の助言委員会でやっていただいていることでございますけれども、その助言をいただくことに加えまして、ガイドラインの運用面の見直しについてもご意見を伺いながら行っていく計画でございます。

これまでも、これにつきましては議論してまいりましたし、新任の3人の委員の方々には事前にご説明をさせていただいております。

プロジェクトの環境社会配慮に対する助言及びガイドラインの運用面の見直しともに、いずれも重要な事項でございますので、事務局といたしましても、両方のバランスをとりながら委員会の効率的な運営などを心がけてまいる所存でございます。

本年度は、こういうこともございまして、特に来年の3月まで、忙しくなることが予想されますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

柿岡 それでは、今、藤田のほうから申し上げました、委員名簿につきまして、繰り返して恐縮でございますけれども、新しい委員を簡単に私からお名前をお呼びしたいと思っております。

順番にいきますと、名簿で5番目になりますけれども、元工学院大学工学部建築学科の教授であります塩田委員が今回新しくご参加いただきました。よろしく願いいたします。

それから、名簿でいきますと6番目となりますけれども、東邦大学理学部の専任講師、柴田委員でございます。

それから、名簿でいきますと11番になりますけれども、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続可能な開発と援助プログラムのプログラムコーディネーターでいらっしゃいます田辺委員でございます。

新しい委員3名を加えまして、合計24名で第3期を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

先ほどありましたとおり、第3期助言委員会の選考委員長を務めていただいた千葉商科大学の原科教授、3時ぐらいに到着予定と伺っておりますので、到着次第またご案内したいと思います。

それでは、早速ではございますけれども、議事次第でいきますと2番目、委員長・副委員長の選定となります。

助言委員会の設置要綱の中には、委員長1名、副委員長は1名もしくは2名ということで記載がございます。この選任につきましては、まずは皆様の中で自薦他薦ということがあればお知らせいただきたいと思います。委員の互選でこの委員長・副委員長

を決めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、本日、4名ほど欠席している委員の方もいらっしゃいますので、この場で欠席されている方が推薦された場合につきましては、後ほど意向確認ということで、もしご承諾いただける場合において決定するということにしたいと思います。

まずは、今回ご出席いただいている中で自薦他薦等ございましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。

もしよろしければ、前第2期の副委員長、作本元副委員長、田中元副委員長のほうから何かあればご意見いただけますでしょうか。

作本委員 他薦ということで、村山さん、会議の運営上手に思いますので、またお願いしたらいかがでしょうか。

柿岡 ご推薦ありがとうございます。

皆様、ほかにご意見いかがでございましょうか。

田中元副委員長はいかがでしょうか。

田中委員 作本さんのご意見に私も賛成です。

柿岡 ほかにご推薦ございませんでしょうか。

それでは、あいにく村山委員は本日欠席でありますので、ご本人の確認を踏まえてという条件つきになるかと思えますけれども、もし、本日も出席いただいている委員の方からほかにご意見なければ、村山委員に事務局からお願いをしてみますので、もし差し支えなければよろしいでしょうか。

それでは、続きまして副委員長を、同じようなことを繰り返して恐縮でございますけれども、よろしければまた同じように自薦他薦問わずお願いできますでしょうか。

柳委員 皆さん沈黙の艦隊のように深く静かに潜航されているので、引き続きという恐縮ですけれども、前期の副委員長のお二人、作本委員と田中委員にお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

柿岡 柳委員、ご推薦ありがとうございます。

田中委員、作本委員、いかがでしょうか。

作本委員 空気を一新するという意味でも、どなたか新しい方に。

柿岡 田中元副委員長、いかがでしょうか。

田中委員 作本委員と同じ意見で。

柿岡 それでは、お二人からご推薦いただけると非常にありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

作本委員 松下さんあたりはいかがですか。

松下委員 作本委員と田中委員、副委員長として大変見事に役割を果たされていたので、引き続きお願いできればと思います。

柿岡 田中委員、いかがでしょうか。ご推薦いただける方いらっしゃいますでしょうか。

田中委員 柳先生、いかがですか。

柳委員 高橋先生が。何かキャッチボールやっているような感じで、投げたら必ず戻ってくるような感じで。分野を少し考えたほうがよろしいかと思えますけれども、自然系で高橋先生おられますので、もしよろしければ高橋先生。高橋先生、いかがでしょうか。

高橋委員 余りキャッチボールをやってもしようがないと思えますけれども、私であれば、慣れている今までのお二人にお願いをできればと思えますが。

田中委員 村山委員が委員長になるという前提で、それでは作本さんがよろしければ2人でやるということとさせていただいて、作本さんがどうしてもだめだということであれば、もう一回メンバー一新ということ。

作本委員 では、田中さんが相棒ならばということで、わかりました。

柿岡 ありがとうございます。それでは、前期に引き続きまして、作本委員、田中委員に副委員長をお願いするということとよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、村山委員長ご不在ということで、大変恐縮でございますけども、次の議事次第、3番、案件概要説明になりますけども、ここから副委員長に議事進行をお願いしたいと思うんですけども、本日、作本副委員長、お願いしてもよろしいでしょうか。

作本副委員長 ちょっと私のほうでワーキンググループの、後で助言案文の確定のところでご報告しなければならぬときには、田中さんをお願いするということとよろしいでしょうか。

柿岡 はい、よろしくお願いいいたします。

作本副委員長 では、どうぞよろしくお願いいいたします、不慣れですけども。

それでは、今お手元にある資料、案件概要の説明を4件、次に、ワーキンググループの助言案文の確定が1件、さらにガイドラインの運用見直し、あるいは今後のワーキンググループのスケジュール、そういう内容となっております。

それでは、3番の案件概要の説明から入ってよろしいでしょうか。

ベトナム国ハロン - ハイフォン道路バックダン橋整備事業、よろしくお願いいいたします。

若林 それでは、ただいまからベトナム・ハロン - ハイフォン道路バックダン橋整備事業準備調査（PPPインフラ事業）に係る案件概要の説明を行わせていただきます。

私は民間連携事業部連携推進課の若林と申します。どうぞよろしくお願いい致します。本事業は、私どもの有償資金関連の調査のうち、PPPインフラ事業にかかるものでございます。

事業の背景でございますけれども、1ページ目でございます。

ベトナムにおきましては、国内交通における道路への依存度は非常に高い状況が続いてございまして、近年は大都市内、それから大都市と地方都市を結ぶ幹線道路を中

心に交通量が依然として増加している傾向が続いてございます。

GDPの成長率は近年6%前後で推移しておりますけれども、今後も持続的な社会・経済成長を下支えする運輸交通インフラ、特に道路ネットワークの整備不足というものが依然顕在化しているという状況でございます。

ベトナム政府におきましては、「第9次社会経済開発5カ年計画」、2015年までのものですけれども、こちらにおいて運輸交通インフラの更なる発展を最重要課題と位置づけております。その中で、本調査が対象といたします、「ハロン - ハイフォン道路」につきましては、クアンニン省におきまして優先順位が高いインフラ整備事業と位置づけられているということでございます。

続きまして、スライドの3枚目になりますが、事業の概要をご説明いたします。

本事業は、PPPインフラ事業と位置づけられておりまして、全長約25キロメートルの有料道路「ハロン - ハイフォン道路」、ハロンがこちら側、ハイフォンがこちら側でございます。こちらのうち、ハイフォン市側の「バックダン橋及びそのアプローチ道路」（延長約5キロ）ここの部分に該当します。こちらを建設し運営・維持管理を行うという民間企業提案型の事業でございます。

現在建設中の「ハノイ - ハイフォン高速道路」がございまして、こちらと本事業の「ハロン - ハイフォン道路」が開通すれば、ハイフォン市からクアンニン省の省都ハロン市までの通行時間につきましては約1.5時間で移動できることになる。現在4、5時間かかっている状況がございまして、従いまして、このような改善によって、ベトナムにとって様々な社会・経済効果を創出できる事業というふうに考えております。

事業予定地につきまして、もう少し詳しい地図でご説明申し上げます。

こちらがハロン市の起点でございます。そして、こちらがハイフォン市の終点ということで書かせていただいております。

全長が25キロございまして、こちらの5キロ部分、この 、 、 と書いてあるところのアプローチ及び道路の延長5キロ、それからこの橋、バックダン橋を含めたところが今回の対象事業となります。

一方で、こちらのほう20キロにつきましては、別途ご紹介しますとおり、クアンニン省側の公共事業として実施をされるという部分でございます。

事業対象地の現況につきまして、次のスライドでご紹介いたします。

ここがダンニャマック地区でございます。

こちらにおける計画路線の近隣の状況を上の2枚でご紹介をしています。

こちらはバックダン橋のルートの近隣でございます。

それから、バックダン橋のルートとハノイ - ハイフォン道路との交差部の付近につきましては、こういった状況がございまして、近隣にはこういった高架鉄線も走っているという状況がございまして。

調査計画（全体）でございますが、本調査の目的につきましては、こちらに書かせ

ていただいているとおり、民間投資事業としての実施可能性を、民間投資環境の確認、需要予測の調査、官民事業スコープの検討、財務構造分析、リスク分析、技術・環境社会配慮の検証と実施、それから政府支援案の作成、マーケットサウンディングなどを通じて検討を進めまして、最適な事業スキームを提案することを通じて海外投融資の審査に必要な調査を行うことを目的とするものでございます。

下の調査内容につきましては、詳細重複いたしますので、時間の関係上、割愛させていただきます。

環境社会配慮に関連しましてご説明いたします。

適用ガイドラインは、私ども国際協力機構の環境社会配慮ガイドライン2010年4月公布版でございます。

環境カテゴリ及びその理由でございますけれども、本件は、ご紹介したように、橋梁道路事業でございます。環境カテゴリはAを想定しております。理由といたしましては、本事業は、ガイドラインに掲げる道路・橋梁セクター及び影響を受けやすい地域に該当するためでございます。

環境社会配慮の調査内容につきましては、既存のEIAのレビュー及び補足調査、それから簡易住民移転計画案の作成、こちらは今回の調査の対象である5キロ部分についての計画案の作成を予定しております。

それから、用地取得・住民移転の現状でございます。

全体では25キロになっておりますけれども、こちらが今回、本事業の対象区間となる5キロの部分でございます。

この中でもハイフォン市部分とクアンニン省区間に分かれております。ハイフォン市の区間については、住民移転・用地取得手続はこれからというステージでございます。クアンニン省の区間につきましては、用地取得手続は完了しているということでございます。

こちら側、クアンニン省が実施をする20キロ側の道路事業の区間でございますけれども、こちらにつきましては、クアンニン省において住民移転・用地取得の手続が完了しているということでございます。

それから、ハイフォン市の区間につきましては、それからクアンニン省の区間、この5キロの区間につきましては、本事業においては、大規模な非自発的住民移転は発生をしない見込みであるという想定でございます。

既往EIA報告書の状況でございます。

既往のEIAにつきましては、ハロン - ハイフォン高速道路全延長25キロの区間を対象としまして実施をされておまして、2011年12月12日付で、ベトナムの自然資源環境省の承認が下りているということでございます。

内容につきましては、こちらに記載のとおりの内容となっております。

今回の調査の中で補足的に必要なものにつきましては、主にこの代替案の比較

検討、それから簡易住民移転計画の作成ということを想定してございます。

環境調査のスケジュールでございますけれども、第1回助言委員会につきまして、スコーピング案の検討を8月22日に予定をさせていただいております。

第2回助言委員会につきましては、ドラフトファイナルレポート案の検討ということで、現時点のスケジュールは、本年11月の下旬頃を予定しているということでプロットさせていただいております。

ステークホルダー協議につきましては、現状こことこ、10月と12月の2回でプロットしておりますけれども、開催時期については現地実施機関と調整をしている最中というところでございます。

以上、案件概要のご説明となります。どうもありがとうございました。

作本副委員長 ありがとうございます。

それでは、会場の皆さんからご質問あるいはコメントがあれば出していただけますか。

松本委員 どうもありがとうございます。まず最初に教えてほしいのは、この25キロの有料道路ということで、そのうちの5キロを整備する。PPPである。よくわからないのは、この20キロ区間は、先ほどクアンニン省の公共事業だというふうにおっしゃって、この5キロ部分はPPPだと。つまり、これ事業実施主体は20キロと5キロでは違うという理解でよろしいのでしょうか。

若林 その点につきましては、本事業は25キロ、全体でベトナム政府からの事業承認が下りておりまして、その実施主体につきましてはクアンニン省が担うということで事業実施の認可が下りているということでございます。

今回の事業区間の区別については、その中で整理をさせていただいております。特に今回の5キロ部分については、一部ハイフォン市にまたがるわけですが、そこをハイフォン市とは調整をしていく前提で事業の実施主体はクアンニン省ということで整理されてございます。

以上です。

松本委員 その場合、どこの部分をもってこれはPPPインフラというふうに位置づけているのか教えてもらえますか。

若林 PPPインフラ事業としましては、官と民の適切な役割分担というところで定義を考えておりますけれども、今回、25キロ事業の中では、もちろん20キロはクアンニン省側が自主的に実施するということです。

それから5キロの部分につきましては、用地の提供であったり、その許認可、それから住民移転等手続きにつきまして、当然ながら、クアンニン省及びハイフォン市が主体となって実施をする必要がございますので、その官の部分の役割と、実際の事業のインフラの整備の部分については、民間事業体を中心として設立をされる特別目的会社、ここにはクアンニン省も入っていく予定ですが、そこを通じて実施をして

いくという形態を想定しておりますので、そういう意味で官民連携事業となっております。

松本委員 通常、PPPのときにはそういう組成もあって、このお金が、もっと言うと、事業主体がどこにあるのかというのは結構大事だと思うんですね。しかも、有料道路で、橋だけの有料道路じゃなくて20キロ部分も有料道路なわけですよ。そもそもどこでペイできて、これがPPPになっているのかという全体像がよくわからなかったものからお聞きして、今お答えを聞いても実はよくわからないので、それはもう少しワーキンググループのところでご説明いただいたほうがいいかなというふうには思うんですね。それは何につながるかというと、これ不可分一体の事業としては20キロを含むかどうかということところとつながってくるんですが、その辺についてはどう思われますか。

若林 不可分一体事業かどうかという点につきましては、そこは不可分一体のものとして整理をする必要があるというふうには考えております。そこを、今ご指摘いただいた事業の組成とも関連してまいりますけれども、全体としては25キロの事業として事業の実施の認可が下りております。

それから、ちょっとSPCの部分の説明が不足しておりましたけれども、本事業のSPCによる収入源といいますのは、これは25キロ全体にかかる交通需要から料金を徴収して取っていくという想定になっておりますので、そこは道路の区間が分かっているからといって、さすがにそこは分割できないという前提で事業の形態を想定しております。

松本委員 わかりました。これで最後にしますが、7枚目のスライドに、住民移転と用地取得のことが書かれていますが、若干最初誤解したんですが、矢印っぽい箱の中に、橋のところで大規模非自発的住民移転がないとは書いてありますが、やはり気になるのは20キロ部分のほうではないかと、ここについてこういう説明がなかったのも、実際この不可分一体となれば、これ全体でどのぐらいの住民移転あるいは用地取得が見込まれるのかというのを、もしご存じだったら教えていただきたいのですが。

若林 では、先に20キロのほうについて確認、得ている情報をご紹介しますと、20キロのほうは、移転対象は27世帯というふう聞いております。

それから、5キロのほうにつきましては、ハイフォン市部分も含まれるということで、こちらのほうは現状数世帯あるというふうには聞いておりますけれども、この点については調査の中で詳細を確認してまいりたいというふうに思っております。

作本副委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

私も同じように海外投融資のPPPですから、ちょっと気になっていたんですけど、海外投融資の対象となるのが25キロ全体にかかるということでもよろしいでしょうか。

若林 そこは若干混乱させてしまいまして申しわけありませんが、海外投融資の適用対象につきましては、5キロの橋梁、それからアプローチの部分のみを想定しており

まして、20キロ部分の資金負担については、先ほど公共事業と申し上げましたけれども、クアンニン省側が主体となって実施をされる予定となっております。

作本副委員長 わかりました。

ほかの方はいかがでしょうか。

日比委員 ありがとうございます。

6ページのほうの環境カテゴリAの、その理由のところに、道路・橋梁セクター及び影響を受けやすい地域に該当するためとあって、道路、橋梁はわかるんですけど、影響を受けやすい地域というのは、具体的にどういう影響を想定した上でこのカテゴリAの理由として位置づけられたのかを教えてくださいませんか。

若林 影響を受けやすい地域につきましては、今回は、こちら、ダンニャマック地区というところがございまして、橋とアプローチはここにかかりますけれども、このエリアにつきましては、マングローブの湿地で占められているということでございまして、生態学的に重要な生息地であるということから影響を受けやすい地域としてもカテゴリライズさせていただいております。

作本副委員長 よろしいでしょうか。ほかの方でご質問等あれば。

平山委員 8番目のフリップなのですが、既往EIAの報告書の状況というのがありますが、ここでどのような議論があったのか、それから何らかの条件がついたのかということに関する情報というのをいただけないでしょうか。

若林 その点につきましては、現在、調査団の中でEIAのほうのレビューを行っておりますので、ワーキンググループのほうでご回答させていただければというふうに思っています。

平山委員 今お伺いしたかったのは、特に何らかの問題があったのだろうかという点なのですが、その点もわからないでしょうか。これ3年前の調査ですけど。

若林 現時点で既往EIAの中から、とりわけ本事業、5キロの部分も含めて対応しなければいけないような課題等については認識はしておりませんが、いずれにしましても、既往EIAの内容のレビュー、それから、その後の状況のレビュー等を進めていきたいというふうに考えております。

米田委員 これもワーキングのほうで説明があるかとは思いますが、今の8ページ目にある代替案の比較検討ということで、代替案は何の代替なのかを教えてくださいませんか。

若林 こちらのルートにつきましては、基本的に決まっているということで、クアンニン省側で、こちらのほうの事業については進んでいくスケジュールが出てきてはいる状況でございます。

EIAの中では、この道路のあるなしという比較がなされているというふうに認識しておりますけれども、その点につきましても調査の中で精査をさせていただきたいとい

うふうに思っております。

作本副委員長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

佐藤委員 このハロン側の地域の件なんですけれども、恐らく沿岸部の観光地に随分、人がこの整備事業を通して集まる可能性があるのかなと感じております。そういう中で、今回のこの案件だけではなくて、近隣にラックフェン国際空港の開発予定地等があるということなんですけれども、全体として、この湾岸・沿岸地域の何かそういうマスタープランとか、道路課金のことも踏まえた上で何か戦略的な像というのはもう出ているものなののでしょうか、それとも、今回はこれを一つの事業として見ていくことなのかご教示いただければと思います。

若林 今回の助言委員会においては、本件事業を対象に検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

佐藤委員 マスタープランでは。

若林 港とこの道路とをまとめたところについては、私も確認をさせていただければというふうに思います。

作本副委員長 よろしいでしょうか。

柳委員 スライドの6と8のところに、住民移転計画については「簡易」という言葉がついているのですけれども、これは先ほどご説明のように、27世帯プラス数世帯だから、だから簡易だという意味なのか、大規模な非自発的住民移転がないということと「簡易」という言葉が使われているのか、それとも住民移転計画自体を簡易にするという意味で「簡易」という言葉が使われているのか、今まで「簡易」というのがなかったもので、どれだけ数が少なくても、一応住民移転計画はしっかりつくっていただくということが前提で進めてこられたと思いますので、その「簡易」ってどうしてつけておられるのか、その点を説明していただければと思います。

若林 今の点に関しましては、先ほどご説明いたしました、現時点では想定されている、あるいは既往のEIAから把握をしている住民移転の対象規模数というところから、今回は簡易の住民移転計画案の策定となるであろうという想定で書かせていただいているというふうにご理解いただければと思います。

柳委員 今のご説明だと、数が少ないと、それは簡易な計画をつくり、数が多いと簡易でないものをつくるというように聞こえるのですけれども、移転計画自体は、数が多い少ないではなくて、きっちり現地で対応するという計画をつくるというのが基本的な考え方だと思いますので、「簡易」という言葉は誤解を与えるというような、言ってみれば、いいかげんな計画をつくってもいいように聞こえるので、それはちょっと用法に配慮されるといいと思いますけど。

柴田 すみません、審査部の柴田と申します。補足説明をさせていただきたいと思っております。

「簡易住民移転計画」という言葉についてですけれども、私どもは世界銀行のセーフガードポリシーも準用させていただいております、そちらのほうで、住民移転が200名以下の場合、簡易住民移転計画を作成するという規定になっており、我々もそれに準じてこの名称を使わせていただいております。

内容についても決して住民移転計画を簡易なものにするという意味ではなく、その住民移転の規模が小さいので簡易、英語ではabbreviatedという名称になっておりますが、今までもこういった名称で助言委員会にもかけさせていただいている案件もあるかと思えます。そういった流れで「簡易」という名称で今回表記させていただいておりますので、全く簡単なものをつくるという意味合いではない点は添えさせていただきたいと思えます。

松本委員 今の点、私もワーキンググループで議論したんですが、少なくともガイドラインをつくるときに、この200を基準にするということは、必ずしもJICAの場合は採用していないというのが私の理解です。つまり人数によってですね。もちろん世界銀行がそういう方針、あるいはアジア開発銀行がそういう方針であるということは言えるとしても、そこについては必ずしもガイドラインをつくる時にはそうでいいという議論にはなっていなかったの、そこでワーキンググループで議論させてもらったのは、ここでいう簡易RAPが何であるかということをしっかり書いてくださいということだったので、言葉がひとり歩きしないように、ぜひそこは継続してほしいなというふうに思います。

作本副委員長 この文字から受ける簡易というのは、簡単でいいのかという、イメージをもたらしますので、この段階では、「簡易」という言葉を削除していただければよろしいんじゃないでしょうか。どうでしょう、よろしいでしょうか。

ほかにご意見がなければ、この件はこれで一応終わりということにしたいと思いません。

原科先生お見えなんですけども、どういたしましょうか、事務局の方。

柿岡 もし差し支えなければ、案件概要説明の途中ではございますけども、原科先生に一言選考委員会委員長としてご挨拶をいただければと思います。すみません、お時間をいただきますが、お願いいたします。

原科氏 異議申立審査役の原科でございます。環境社会配慮ガイドラインの異議申立に対応するという事でこの担当をしておりますが、今ちょうどご議論いただいた、最後の簡易住民移転計画、今ご指摘のとおり大変気になりまして聞いていまして、200戸あると大変なので、200戸でabbreviateというのはちょっとどうかと思えますね。世銀の仕組みがよくないと考えたほうがいいんじゃないかと思えますよ。JICAはその先に行くという気概でやっていただきたいと思います。

私は、このガイドラインをつくる時、ずっとこれ関わってまいりましたので、今、松本さんがおっしゃったことわかりますし、それから、作本さんがおっしゃった、言

葉でイメージ、誤った印象を与えてしまいますので、むしろここはしっかりとJICAの方式でやっていただきたいと思っております。

今日は第3期になりましたので、改めて皆様に挨拶をしてもらいたいということで参りました。

このガイドライン、2010年4月に制定しまして、7月から施行ということで、2年1期で4年経ちましたので、もう3期目に入ります。ということで、過去4年間ほどは異議申立がありませんでした。これはもう助言委員会がしっかりと審査、チェックしていただいたおかげでございます。ただ、あいにく6月に最初の異議申立が出ましたということで、今、住民移転計画に大変私も神経を使っております、今のご議論が大変重要なことだと思いました。

この件はまだ調査中でございますので、詳しくはご紹介いたしませんけども、若干状況だけ申し上げます。

6月の初めに、これはミャンマーにおける海外投融資でございます。ODAの新しい枠組みですね。その案件で、規模は2,400ヘクタール、大変広大な経済特別区の工業団地開発でございます。

ティラワ経済特別区ということでございますが、その第1期ということで、フェーズ1と呼んでおりますけども、400ヘクタールの部分の計画でございます。これにかかわりまして、住民の方3名から異議申立がありました。

これは、助言委員会の審査が十分でなかったのかもしれませんが、あるいはいろいろな要素が考えられます。あるいはガイドラインそのものが十分でなかったかもしれません。ガイドラインは今見直ししていただいておりますので、現在進行中の異議申立の中身などもやはり参考にさせていただきたいと思っております。私も及ばずながら見直しにもご協力したいと思っておりますが、こんな状況でございます。

それから、あるいは住民移転計画の作り方が問題だったかもしれませんが、あるいは生計回復プログラムとか、いろいろな点が考えられます。ですから、アセスメントの行い方とか、あるいは住民移転計画の作り方、それから生計回復プログラム、こういったものに関しても何らかのマニュアルのようなものを将来的にはお考えいただければという感じはいたします。しかし、これは我々の調査が進んでからでございますが、そんなことも感じております。

そんな状況でございますが、JICAのガイドラインというのは大変すばらしい水準だということを一言申し上げておきたいと思っております。

これは、私はこの十数年、国内の国際協力分野、いろいろなガイドラインづくりにかかわってまいりまして、国際協力銀行とか国際協力機構、日本貿易振興機構ですね、JBIC、JICA、JETRO、全てかかわってまいりまして総合的に見てみますと、やはりJICAの新しい、JICAは2回お付き合いしまして、今のは2回目でございますが、これは本当にいい水準だと思います。

国内で際立って素晴らしい仕組みだと思いますけど、実は国際的にも高く評価されておりまして、このことの証拠として一言申し上げますが、私は2年前までは東京工業大学で教えておりましたので、最後の年の冬にワシントンに調査に行きまして、アセスメントの調査ですが、8名のチームで行きました。そのときに、私はアセスメントの国際学会で国際影響評価学会、IAIAと申します。この会長を以前務めておりましたので、行ったときに、たまたま当時の会長が、世界銀行のステファン・リントナーさんでした。彼が、せっかく先輩会長が来たんだから講演してくれというわけですよ。世界銀行の本部で講演しました。彼が私に頼んだのは、単に先輩、後輩ではなくて、理由があったんですよ。それは、JICAのガイドラインを世銀のメンバーにしっかり紹介してもらいたいというのです。つまり、世界銀行もこれは高く評価しているよということなんですね。それはどういうことかといいますと、世銀にない仕組みがある。それは何か。この助言委員会です。これが世銀にはないんですね。つまり、第三者性のある外部専門家によるこういう助言する仕組みがありません。これは皆さんご存じだと思いますけども、世界中にまだこういうのは他にはないんですね。ということで、JICAは大変にユニークでございます。そして、それが十分にうまく機能してきましたので4年間、1件だけ異議申立が最近出ましたけど、それまでは問題が生じないようなことが進んできたんですね。つまり、皆様の助言が、やはりJICAの事業推進にとって大変重要な意味を持ってまいりました。ということで、今後もこういったことを皆様のご協力をいただきたいと思います。

そこで、第3期にこれからお願いするに当たりまして、一言お願い申し上げます。

これは、委員の選考、私が選考委員長をやりましたので、そういうようなことで申し上げますが、そのプロセスでは、これまでの方に継続していただく場合には、これまで第2期の仕事ぶりと言うと申しわけないんですけど、出席率とか貢献度とか、それから専門性などを考慮して判断いたしました。皆様大変高い評価を受けたわけですが、中には出席率の気になる方とかおられまして、少し改善をお願いしたいところがありましたので、そんなことで、次回、また二年後ですけど、できたらまた継続でお願いしたいんですが、応募書類に自己評価を記載いただくようなということを考えたいと思います。ちょっとプレッシャーをかけて申しわけないんですけど、そんなことでお願いしたいと思います。

それから、今回の名簿を見ていただきますと、ご覧のように24名の方、専門分野をお示ししていただきました。これは大変重要なことでございます。と申しますのは、日本のアセスメントでは、自然環境だけですから、専門といっても自然環境に偏っておりますけども、JICAの場合には国際標準の仕組みでございますので、自然環境だけではなくて社会環境も入りますね。ですから、環境社会配慮と呼んでおります。ということで、そういった幅広い分野をカバーしていることがわかるように示しております。そして、このことは、実はこのことを公表することにによって、JICAのこの仕組

みがきちんとした枠組みでチェックし、助言しているんだということを社会に対して説明するんですね、そういう説明責任を果たしております。ということで、そういう透明性を高めるということの意味もありまして、今回、事務局に、これはお願いしまして専門分野を記載させていただきました。今後もこのようなことで行いたいと思いますし、あるいは、これらの分野をずっと見ていただいて、案件によっては分野が足りない場合もありますから、その場合にも、この資料がありますと、どの分野の方が足りないかわかりますので、運用上も大変具合がいいかと思います。そんなことでございます。

ということで、JICAの仕組みは大変すばらしいので、もう一つ申し上げますと、大変スコープが広い、世界標準です。日本の仕組みはそうになっていませんね。ですから、その意味では、インパクトアセスメントという言葉がぴったりです。環境だけではないということです。事業によるインパクトです。

もう一つすばらしいのは、全てのJICA事業が原則として対象になっております。これは国内のアセスの仕組みと大変違う考え方、理念が違うんですね。どう違うかといいますと、国内では大規模開発事業に限られております。しかも、対象事業の種類が大変限定的ですね。ということですから、そのリストに載っていないと、みんなが心配することでもなかなか対象にできないんです。ところが、JICAの仕組みはむしろ全ての事業が対象ですから、パブリックコンサーンあるいはステークホルダーコンサーン、みんなが心配することに対して答えよという、そういう構えでございます。結果としまして、JICAの案件では、年間600件ほどアセスをやっております。この助言委員会に出てまいりますのはカテゴリAですから一部ですけども、全体は600件でございます。そういう仕組みですから、パブリックコンサーンあるいはステークホルダーコンサーンにしっかり答えよということでもあります。残念ながら、日本国内では環境影響評価法のものでは年間20件程度しかありません。ちょっと前は15件ほどでしたが、最近、風力発電施設が入りましたので若干増えましたが、それでも数十件です。ですから、JICA、一つの仕組みで過去10年間の平均の30倍ほどやっているわけなので、大変な仕組みだと思います。

そういった仕組みの中で特に重要な案件をこの助言委員会で審査、チェックしていただいておりますので、審査というよりチェックでございますね。見ていただいて助言いただいておりますので、大変重要なことだと思っておりますので、今後ともそういうようなことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、挨拶というよりもお願ひでございますが、皆様がいざと今後とも案件チェックをしていただければ、我々、異議申立審査役も仕事は余りないので助かります。

さっきお話しにありましたように、数十件でも大変だというのはこんなことがございまして、一言最後に申し上げますね。

先月半ば、異議申立の出ましたミャンマーに参りまして、3日間で14回のヒアリングを行いました。政府関係者、それから移転先の住民の方々、それから異議申立をされた3名の方、地元のNGO、さらに国際NGO、本当に多様なステークホルダーですがヒアリングしてまいりまして、40名以上ですよ。もうくたびれました。私とこれは監査室の佐々木さんの2人で行ったんですが、そんなことで状況が全部見えてまいりました。そんなことからさっき、最初いろいろ工夫が必要かなと申し上げたのは、詳細に分析しないとわからないでありますけれども、そういう現地に足を運んで見えてきたことが色々ありますので、そんなことをできたら助言委員会にまたフィードバックさせていただければと思っております。

そういうことでございます。ぜひともこの第3期も皆様もよろしくお願ひしたいと思います。

どうも時間とらせていただいてありがとうございました。

柿岡 原科選考委員会委員長、どうもありがとうございました。ガイドラインの策定の経緯から今に至るまで順調に助言委員会は機能していることかと思っております。世銀も含めて世界で唯一の組織・機能ということで、改めて第3期の委員の方々にはよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、案件概要説明のほうに戻って進めたいと思っておりますので、作本副委員長、よろしくお願ひいたします。

作本副委員長 原科先生、どうもありがとうございました。

それでは、また案件説明のほうに戻ります。二つ目のナイジェリア国の送電線網強化事業、これもスコーピングですね、協力準備調査についてご説明をお願ひいたします。

木村 ナイジェリア連邦共和国送電網強化事業についてご説明申し上げます。私はアフリカ部アフリカ課の課長を務めております木村と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

本件は、有償資金協力を見据えた形成を行っており、協力準備調査に着手したところです。

本日ご説明申し上げたいのは、大きく5点です。事業の背景、概要、調査の概要、そして環境社会配慮の概要、最後にスケジュール、この5点になります。

まず1点目、事業の概要です。

ご案内のとおり、ナイジェリアはこの間4月にGDPを見直し、アフリカ大陸で最大の経済規模になりました。ナイジェリア電力セクターの課題として、伸びゆく経済規模を背景に、電力需要は最大1万2,800メガワットと推定されておりますが、発電の設備容量は約半分の6,579メガワット、さらに送電はよりキャパが小さくて4,517メガワットにとどまっております。こうした状況から、全土で計画停電が恒常化している、こういった状況です。

これに対してナイジェリア政府がどういった開発政策をとっているのか。

2010年に長期国家開発計画「Nigeria Vision20」というのを掲げまして、そのもとでさらに実行計画である「The First National Implementation Plan」を定めております。この中でインフラ整備、特に電力と運輸、これらを最優先課題の一つに位置づけております。より具体化するために5,000メガワットを増強するという計画を掲げており、ご案内のとおり、ナイジェリアは資源、ガスと油がとれるものですから、そういったものを有効活用しながら発電量を増やしていくという計画を持っています。これにあわせて、冒頭申し上げました送電部分のボトルネックを解消すべく送電設備を強化していくといった計画を掲げております。

これに対して、我が国の協力方針としては、2012年12月に「ナイジェリア国別援助方針」を定めております。この中で「基幹インフラ整備」というのを一つ目の重点分野に掲げており、これをさらに推進すべく、昨年のTICAD においても「インフラ分野においての公的資金を投入」といった約束をしてきております。

この事業の意義は、対象地域がナイジェリアの南西部、特にラゴス州とオグン州、が対象として想定されておりますが、これら2州だけでナイジェリアのGDPの約半分を産出しているところで、人口も全国1億7,000万人のうちの1,000万人を超える、電力需要が非常に高い地域という点です。

さらには、この地域には、日本企業を含めて多くの海外の企業が進出しております。一方で、電力不足というのは安定した経済活動や住民の生活の質の向上にとって大きな支障となっております。こうしたボトルネックから、ナイジェリア政府からこの送電網の強化事業につきまして要請がなされたという背景がございます。

事業概要は、今申し上げたとおり、南西部の送電容量を増強するものです。

対象地域のラゴス州は、海辺に面したところで、その北側がオグン州です。首都アブジャは、ちなみに地図上の真ん中に存在します。

対象のスコープ案、こちらは現段階ではまだ詳細は固まっておらず、これから協力準備調査の中でルートも含めて定まっていくというステータスですが、対象と想定されておりますのは送電線網の整備、送電施設及び変電施設です。それに加えてコンサルティングサービス、この二つが大きなスコープです。

より具体的に、送電線の最長は新規を約220キロ、既設送電線の張り替えを30キロ、さらに新規変電所の建設を最大6ヵ所、こうしたものを見込んでおります。

ただ、これ繰り返し申し上げますが、まだこのルート自体は暫定的なものでして、この協力準備調査の中で様々な要素を配慮しながら定めていくという状況です。

実施体制は、このローン、実現したら、借入人は中央の連邦政府、事業の実施機関は連邦の電力省、及び国営公社のナイジェリアの送電公社、これらが実施を担います。続けて三つ目、調査の概要です。

本件の調査目的は、事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、さらには運営・維

持管理体制、環境・社会配慮面の確認、こうしたものを確認しながら借款事業として実施するためのフェジビリティの確認を行うこと、これが調査の目的です。

より具体的な調査内容を下に14項目並べております。

この中で、環境社会配慮に関することとして、3)で概略設計を行う。さらに、概略設計を踏まえて4番目、自然条件調査を実施する。さらに6番目、概略設計を踏まえて送電ルート図を確定。つまり、ここで最適な送電ルートを検討することになります。8番目に環境アセスメント報告書案の作成。厳密には作成補助になります。それから9番目、住民移転計画案の作成補助、こうしたものを調査の中に含めております。

4項目めですが、環境社会配慮の概要として、適用ガイドラインは2010年4月に公布されました国際協力機構環境社会配慮ガイドラインです。

カテゴリ分類は、現状A。その根拠は、送変電・配電セクター、及び影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当することが想定されるためということと位置づけております。

この調査の中で以下の点について確認、対応するということがハイライトを示しております。

まず社会配慮につきましては、関係者に対するヒアリングを実施する。さらには、土地利用、家屋、公共施設、宗教施設等、周辺環境の確認を行うというのが一つ目。

二つ目、考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域、少数民族や先住民民族及び伝統的な生活様式を持つ人々の生活地域、もしくは特別な社会的価値のある地域がないことを確認し、そのような土地はあらかじめ事業用地としないなど、社会的影響を最小限にする予定。

三つ目、送電線のルートのある程度固めましたら、その中心から左右の一定の距離ですね、その中で住民の現況を確認しまして、住民移転の必要性について確認する。

それから四つ目、鉄塔及び変電所の建設用地取得に際して、用地取得及び住民移転が発生する可能性があるため、こちら協力準備調査の中でルート及び変電所の建設予定地、こうしたものを確認した上で影響を特定する、こういったものを調査の中に含めております。

続きまして、自然環境は、同じく政府機関関係者に対するヒアリングを実施します。

二つ目には、原生林、熱帯の自然林、生態学的に重要な生息地、国内法・国際条約等において保護が必要とされている貴重種の生息地、大規模な土壌侵食の発生する恐れのある地域、砂漠化傾向の著しい地域がないことを確認し、そうした土地はあらかじめ事業用地としない等、そういった配慮をしまして環境影響を最小限とする予定です。

それから三つ目、鉄塔及び変電所建設用地の取得に際して森林伐採が必要となる可能性があります。協力準備調査を通じて鉄塔の設置場所及び対象変電所が決定され次第、その影響を特定するということが含まれております。

最後に、調査スコーピング案の決定前及び最終報告書案の段階で、ステークホルダー協議、これは2回目になりますけども、ステークホルダー協議を行う予定です。その中で、現地ステークホルダーとの意見交換を行って、協議結果をもとに必要な措置を講じるといったものを調査の中で予定しております。

最後に、本調査のスケジュールです。

本日が8月の頭ですけども、スコーピング案に関するワーキンググループを9月1日に予定していただいております。その後、ステークホルダー協議、現地協議等を経まして、ドラフトファイナルレポートを今年度末、来年3月辺りにドラフトファイナルレポートの完成を予定しておりますので、それに基づくワーキンググループを年度末にお願いしたいと思います。

この調査自体は、ファイナルレポートは来年6月までかけて作成するというので、強調申し上げたいのは、現地業務を通じまして環境社会への影響を最小限にするというルートを選定が一番大きなところですけども、そうした配慮を行いながらこの調査を進めてまいりたいという点です。

以上です。

作本副委員長 ありがとうございます。

それでは、会場のほうからご意見、質問をどうぞ。

原嶋委員 三つ教えていただきたいんですが、一つは、送電の容量を上げることも重要なんでしょうけども、この地域で発電容量を上げるという事業については、どういふ、全く別で議論されているのか、あるいはほかのドナーもいらっしやるんでしょうけども、JICAさんの取組み、あるいはほかのドナーの取組みを含めて、送電容量の増強とともに、発電容量の事業についてどういふ展開が今考えられているのか、それらをどういふふうにミックスして全体をコーディネートしているのかという点が1点目ですね。

2点目が、8ページにありますけども、送変電・配電セクターは、ガイドラインによれば影響を及ぼしやすいセクターの例示ということですけども、そこでは大規模な非自発的住民移転あるいは大規模な森林伐採、あるいは海底の送電線を伴うものという条件がついていますけど、ここでは大規模な住民移転ということなんでしょうけども、その大規模というのはどういふふうに具体的に見込まれているのかというところが2点目。

3点目は、これはむしろ教えていただきたいんですが、パワーポイントの9ページ目に、送電線の中心から左右15メートル云々とありますけども、こういう幅のとり方というのは非常に興味深いんですけども、これは何かレギュレーションか何かがあるのか、国内かあるいは国際スタンダードか、そこを教えてください。

木村 ありがとうございます。

1点目、発電増強に係る取組みですが、今現在、ナイジェリア政府は、水力発電を除

く発電部門と配電部門を民営化するという政策をとっておりまして、民間主体での開発が進められているというのが現状です。特に南部のほうでは、説明の中で申し上げた通り、ガスと油が採れるものですから、特に原油焚き、ガス焚きの発電所というものを進めているというのが現状です。

水力については、引き続き政府が有しておりまして、水力発電所を幾つかの地域で展開中です。その中には、一つ私どもの無償資金協力で既存の水力発電所の機材の改修なんかも今進めているところです。

それから二つ目のご質問は、先ほど申し上げたとおり、まだルートとか確定していない状況です。従って、住民移転、森林伐採、そうしたものが起こる可能性があるということで今のところカテゴリAに位置づけているということでして、実際、調査の中で確定していった場合に、いわゆる「大規模」に該当しないという可能性も現時点では残されているということです。ただ、一番厳しいラインでの対応を事前にとっていきたいという考えから、カテゴリAに位置づけております。

それから三つ目、左右の幅につきましては、現地レギュレーションに基づいて132キロボルトの場合は、左右の15メートル、330キロボルトの場合は25メートルと、こういう設定にしております。

以上です。

作本副委員長 よろしいですか。

松本委員 一つは、スライドの4枚目に、送電ロスの話があります。

最近、外務省の会議なんかに出ていても、日本政府が比較的リハビリテーションとか、今の施設を改善するという方向を結構打ち出していて、それはとてもよいことだというふうに思うんですが、ここの場合の送電ロスというのは何%ぐらいあるのか。これは単に発電容量 - 送電容量なのかどうかもよくわからなかったものですから教えてほしいということが一つ。

それから、送電ロスを解消するだけであれば、恐らく向上するだけですが、新たな送電線を引くということは、すなわち、これまで供給されていた電力が供給されない場所が生まれるのかどうかというのがちょっと気がかりなところなんですけれども、それについてはどのような計画なのか、もしおわかりになるなら教えてください。

木村 ありがとうございます。

送電ロスに関する具体的な数値は、すみません、今現在手元に持ち合わせておらず、具体的にお答えすることはできませんが、ここで示しております発電容量と送電容量のギャップ、今あるものを目いっぱい使ったとしても、この4,517メガワット分しかない、つまり、送電容量を超える発電容量が設備としてはつくられてしまっているというのが現状です。ですので、この送電容量4,517メガワットというのは、マックスで使った場合これだけでして、ここからさらに送電ロスが生じておりますので、届かない地域がさらにたくさんあるという状況です。

本事業は、まだルートは固めていないというふうに申し上げましたけども、新設の送電線をつくるのがメインになりますので、そういった意味では、まだ届いていないところに対して電力を届けていく、そうした趣旨がメインの事業になります。

以上です。

作本副委員長 すみません、私のほうから簡単に。この送電線あるいは新規発電所を建設するという場合には、いわゆる発電所自体の増設というのは、全体の枠組みに入っているはずですよ。そのあたりが、先ほど水力発電所もあるということをおっしゃったけど、そういう全体での発電所の増設計画も、もしわかる範囲で。

あともう一つは、これ送電線網は必要かとは思いますが、電気を輸出するというためではないですね、国内需要を満たすということを前提に考えた送電線網ですよ。そこだけ確認させてください。

木村 ありがとうございます。全体の像につきましては、今現在でも、発電のほうが発電を2,000メガワット以上上回ってしまっているという状況ですので、今発電されているものを着実に届けるための送電線の設備が必要だということになります。それに加えて、電力マスタープランを私どもの協力として11月頃から本格的に実施していく予定です。ただ、そのベースとしては連邦の電力省が、先ほど民営化の話も申し上げましたけども、電力全体は連邦電力省が今でも管轄しておりますので、そこで持ち合わせております全体の開発計画、それに整合的になるように、この送電網の事業を位置づけております。

それから二つ目のご質問、輸出は今は一切考えられておりません。国内だけでも全く需要を賄えておりませんので、ここは先ほどの地図でお示しました南西部ですね、この域内での電力を届けるということをおっしゃった事業の位置づけとしております。

作本副委員長 ありがとうございます。

ほかの方。

日比委員 ありがとうございます。ちょっと教えていただければと思います。

現在の発電容量が6,500メガワットで、送電容量が4,500と。単純計算でいくと、今回の計画が5,000メガワット増強するので、あくまで単純計算でいくと3,000メガワットほどは、要は、新規の発電の容量に相当してくるということになるのかなと思うんですけども、あくまで単純計算ですが、その新規の発電というのが、この送電線との不可分一体の議論だとどういう関係になりますでしょうか。

木村 まず1点、訂正といいますか補足申し上げますと、5,000メガワットというのは、あくまでこの事業の外で別途発電分野において先方政府内で増強する計画があるということです。

日比委員 すみません、わかりました。

木村 ですので、現在この事業で想定しておりますのは、今既に発生している送電ギャップ、これを着実に埋めるものであります。同時並行で発電量も、特に南西部を

中心が増えていく方向ですので、そういったものを、送電のキャパによってロスが生じないように国内での需給ギャップを満たしていく、そういった位置づけになります。

日比委員 前段のところはわかりました、私の読み間違いでありました。ありがとうございます。

ということは、この送電線の事業に依存する新規の発電容量というのは、数字上では余り想定されていないという理解でよろしいでしょうか。

木村 今現在は具体的な数字は想定しておりません。

作本副委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

それでは、またワーキンググループのほうで検討していただくということで、この案件についてはこれで終わりにいたします。

ちょっと時間が過ぎておるんですけども、もう一件進めてもよろしいですか。あるいは今小休止のほうがよろしいですか。よろしいですか。では、次のもう一件だけ、ケニア国の第二次オルカリア地熱発電事業、これについてのご説明をお願いいたします。

木村 続きまして、こちら私どもアフリカ第一課のほうで管轄していますので、木村からご説明申し上げます。

次の対象案件は、ケニア第二次オルカリア地熱発電事業です。

先ほどのナイジェリアの件と同様に、有償資金協力としての案件形成を見据えて協力準備調査を開始したところです。

目次に5点並べております。

まず事業背景につきまして、この事業は、発電部門になります。ケニアの電力セクターの現状ですが、ケニアも経済成長は順調に伸ばしております、その中で電力需要は1970年以来、年平均8%で成長してきております。昨年2013年には最大の需要、ピーク時需要で1,357メガワット、ここまで増加しております。

一方で、電源構成、総発電容量自体は1,664メガワット、これはマックスで使った場合です。総発電容量は1,664メガワットでございます。その構成として、約半分の46%を水力発電が占めているという状況です。その他は火力が37%、地熱が14%です。

課題としては、水力に頼り過ぎており、水力は結局水量の多いとき、少ないときによって発電量に変化が生じますし、気候変動の影響も受けるということで、電力供給が安定しないという課題を抱えております。

こうした中で、火力については、燃料を外から輸入しないといけない、石炭ですとかガス、原油、こうしたものを外から輸入しますので、非常に高くつく。ケニアでは、一方で地熱の資源をかなり有しているというポテンシャルがありますので、これを生かしていきたいというのが今のケニアの電力セクターの課題です。

具体的には、東アフリカの大地溝帯グレートリフトバレー、これヨルダンからずっと南北に走っておりますけども、そこで地熱資源というのが眠っております、既に

かなりの量が確認されておりまして、先行案件も含めて地熱に基づく発電が展開されている状況です。

こうした中で、ケニアは2008年に「Vision2030」というものを掲げまして、この中でも電力セクターというのは経済的基盤の一つとして掲げられておりまして、電力サービスの改善に取り組むということ優先課題の一つに掲げています。

加えて、「最少費用電力開発計画」というものをベースにしまして、電力開発がこのケニア政府のもとで進められておりますけども、2013年にエネルギー石油省が5,000メガワットの増量計画というのを打ち出しました。これは2016年末までに5,000メガワットを増やすというものですが、そのうちの1,646メガワットを地熱から出すということで、非常に地熱への期待を高めて、開発政策の中でも重要政策として位置づけております。

これに呼応する形で、我が国の協力量針としまして、2012年4月に定めたケニアの国別援助方針の中で五つ重点分野ございますが、そのうちの一目、「経済インフラ整備」というものを掲げておりまして、この中の「発送電能力向上プログラム」に本事業は位置づけられます。

続けて、事業の概要です。

対象地域は、ナイロビから北西部のほうに大体120キロ行ったところにリフトバレー州のオルカリア地熱地帯というものがございまして。その場所を対象にして、地熱発電所の建設を行うものです。

対象スコープ案は、先ほどの重複になりますけども、発電所の建設、さらには付随する施設として生産井・還元井、これは地熱には独特のものですが、それと集蒸気システムの建設、さらには、周辺地域に既存送電線につなぐための送電線建設も含めております。

それとコンサルティング・サービスをあわせたものが本事業の概要です。

事業の実施体制は、円借款事業に結びついた場合には、借入人は政府ではなくてケニアの発電公社の直接の借り入れ、そこにケニア政府が保証するという枠組みとなる予定です。運営・維持管理体制及び実施体制につきましては、ケニア発電公社、KenGenと呼んでおりますけれども、そちらが担うという予定です。

次に、調査目的です。

本調査の目的は、事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、さらに環境・社会配慮、そうしたものを確認した上で、将来的に有償資金協力事業として実施するためのフィージビリティ確認を行うことです。

調査の内容は、環境社会配慮に特に影響するものとしては、項目f.、事業実施、運営維持管理体制の検討、さらにはレビューと書いておりますけども、KenGenが自己予算で実施したF/Sが既に存在しておりますので、それをレビューするというのがこの協力準備調査の位置づけになっております。

それから項目i. 環境影響評価報告書のレビュー及び補足調査の実施。これは必要に応じて補足調査を行うものです。

それから、項目j. 非自発的住民移転の実施状況確認調査の実施です。これも結果次第では、必要に応じて補足調査を行う予定です。

続きまして4項目の環境社会配慮の概要です。

本事業への適用ガイドラインは、2010年4月に公布されましたJICA環境社会配慮ガイドラインです。

カテゴリ分類はA、分類の根拠は、火力発電（地熱を含む）という、そのセクターに該当するとしてカテゴリAです。

調査の中での環境社会配慮としては、まず自然環境配慮として、オルカリア地熱地帯全体がヘルズゲート国立公園として指定されている場所にも重なります。先方政府が実施した既存調査結果をもとにして、本事業は国立公園の外で実施することを予定しておりますが、その詳細を確認いたします。

二つ目、事業実施機関が作成したESIA、こちらの内容をレビューして、JICAのガイドラインとの乖離がある場合には追加調査を行うということを予定しております。

続きまして、社会配慮。

この地熱地帯の周辺には、マサイ族の集落が存在します。ただ、マサイ族はケニアの国内では“Indigenous people”とは定義されておりません。その場合でも、世銀が先行事業で実施した際に、通常の住民移転計画の枠内で被影響住民として扱っていき、本事業でも同様の取扱いとなる予定です。

それから、今回の事業対象地と隣接したサイト、隣のサイトでオルカリア、今回のオルカリア というのが対象なんですけども、オルカリア というのが実施されています。その際に、用地取得及び住民移転を実施。本事業の対象地も含めて、用地取得と住民移転の調査を実施しております。今後新たな住民移転が発生しないということがそこで確認されておりますけども、改めて今回の協力準備調査のもとで、過去に行われた住民移転、用地取得等々の状況を確認して、必要に応じて追加の調査を行う予定です。

サイトの状況、今申し上げた点、図示したものがこちらになります。

少しわかりにくいですが、ナイロビから北西部あたりにオルカリア地熱地帯というのが存在しております、その一部にヘルズゲート国立公園というものが存在します。今回の事業対象地は、このヘルズゲート国立公園に隣接していますが、外のオルカリア、こちらが今回の事業対象地になります。

写真はこのとおりで、これはオルカリア ですね。今年中に商業運転を開始しようという状況です。

これまでもオルカリア まで多数の資金を、世界銀行ですとかフランス開発庁、AFDですね、そうしたドナーが融資をしてきた実績がございます。

最後に、本調査のスケジュールです。

今回はスコーピング案に基づくワーキンググループを9月の中旬に開催していただく予定であります。

それから、ドラフトファイナルレポート、こちらが11月頃を予定しておりますので、それに基づくワーキンググループを11月頃をお願いしたいと考えております。ファイナルレポートは1月に取りまとめられる予定でして、特に今年の後半を使って既存のF/Sのレビューという位置づけになりますけども、集中的にこの案件について、環境社会配慮の確認も含めて実施してまいる予定です。

説明は以上です。

作本副委員長 どうもありがとうございます。

それでは、皆さんのほうからご意見等があればなさってください。

松本委員 1点ですけども、9枚目のスライドのところ、オルカリアの話があるんですが、確かかつて世界銀行のアルメニアかなんかのコストルデベロップメントの中にもあったのですが、その前にやられた事業によって立ち退きをした人が、実はその事業と非常に関連していた場合は、やはり前提となっている新しい事業の移転というふうに見做すべきではないかという議論がインスペクションパネルに上がったんですが、この場合、JICAの書きぶりも慎重だと思うんですけども、オルカリアのときにオルカリア、つまりこの事業の影響を受ける人たちが既に立ち退かされていて、その人たちの補償がJICAのガイドライン上どうであるのかという点を確認されるんだと思うんですが、これはもうちょっと踏み込んでいくと、JICAのガイドラインに沿って対応がなされるべきであるというふうにお考えかどうか、この点について確認させていただきます。

木村 ありがとうございます。今おっしゃった方向で確認予定でして、その点を含めて、3点目のところに記載しております、JICAガイドラインとの著しい乖離が確認された場合には、そのギャップを解消するアクションプランを作成するという方向にしております。

日比委員 5ページのほうに、再生可能エネルギーの利用を促進するものであり、地球環境負荷の軽減にも貢献するとありますが、これは具体的にどういう負荷が軽減されるということを想定されていらっしゃるのでしょうか。

木村 これは地熱資源を活用するということで、ほかの石炭火力ですとかガス火力、原油焚きのもの、そうしたものの代替において、地熱資源を活用することで地球環境負荷の軽減に貢献するということです。

日比委員 例えば、現在の発電量の37%は火力なんですけども、既存の火力発電施設をある程度リタイアさせるとかそういう計画があるという理解でよろしいでしょうか。

木村 おっしゃるとおりで、5,000メガワットの増強計画の中で、特に地熱に対して

重い比重を置いたというのは、まさにそういう政策のあらわれでして、火力のほうも見据えながら、地熱をより有効活用していくという方針を政府としてされております。

日比委員 今のは、じゃ、現行の火力はある程度フェードアウトしていくという。

木村 フェードアウトまでは掲げておりません。でないと電力需要を賄えないということですが、比重を少しずつ地熱のほうにシフトしていくという方針を掲げております。

日比委員 ありがとうございます。多分、確かケニアって化石燃料が出ない国だったように思いますので、確か輸入になるというふうにおっしゃっていただきましたので、再生可能エネルギーを利用促進するというのはいいことだと思うんですけど、必ずしもこれを地球環境負荷の削減と言い切れないのかなというふうに思います。

作本副委員長 ほかの方がいかがでしょうか、よろしいですか。

木村 先ほどの件、火力は減らしていくという方向、割合は減らしていくということになります。

日比委員 でも、排出量は絶対量としては減らないんですよね。

木村 ケニア政府の電源構成案に基づきますと、火力の割合とともに絶対量も少しずつ減らしていくということでありまして。ただ、なくすほどまでに急激な変化は生じさせることはできない。ただ一方で、地熱ですとか風力、そういったものをより有効活用していくというのが政策として考えられています。

もう一点、補足としましては、今、石油が少し西部のほうで見つかったということ、今、探査が行われているという点も補足申し上げます。

作本副委員長 いかがでしょうか。

ちょっとすみません、私のほうから。このヘルズゲート国立公園ですか、国立公園の中で地熱発電を実施する必要はないということはわかりますけれども、この国立公園の周りで、これだ4カ所も5カ所も天然ガス、地熱発電で事業を起こした場合には、やはり累積的なというか、間接的になるかわかりませんが、そういう影響というのは生じないと考えていいんですか。やはり長い将来で見た場合には、何かしら公園に影響を与える可能性はないものでしょうかね。そういう基礎的な調査が必要じゃないかということをお願いしたかったんですが。

木村 現時点ではわかりませんが、自然環境への影響についても調査の中で確認される予定です。これまでもオルカリアI、II、III、IVについては複数のドナーからそういう調査も協力されてきておりまして、KenGen、実施機関からは、甚大な影響は今のところ確認されていないということは聞いております。

作本副委員長 私はぜひ累積的なというか複合的な影響についても今回は注意していただければと思います。ありがとうございました。

ほかにご質問等ありますでしょうか。いいですか。

それでは、ここでまだ途中でありますけど……

柿岡 作本副委員長、すみません、今回はこれでよろしいですか、今の議題については。

作本副委員長 よろしいでしょうか。

では、この案件については、これで一応終わりということで、小休止……

柿岡 小休止は、この案件概要説明が一通り終わった後でお願いできればと思うんですけども。続いてネパールもお願いできればと思います。

作本副委員長 申しわけありません、次の4番目のネパール国のスルヤビナヤック - ドゥリケル道路改修計画、こちらのほうのご紹介をお願いいたします。

田中 それでは、ネパール連邦共和国、スルヤビナヤック - ドゥリケル道路改修計画準備調査（無償資金協力）の案件でございますけれども、ご説明させていただきます。私、社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信部の田中と申します。

本案件、まず対象のスルヤビナヤック - ドゥリケル道路の道路整備計画上の位置づけでございますが、5ページ目を開いていただければと思うんですが、ここに地図を掲載させていただいております。

ネパールの中でも、特に首都を中心としたタライ地域と呼ばれるネパールの北側のほうの高山帯、それから中部山岳地帯、そして南部のタライ地域と大きく国土は分かれていますが、そのほぼ中心ぐらいにカトマンズが位置づけられておりまして、そこからインドに向けて道路に出る、これが国家の経済を支えるネパールの道路ということになっておりますけれども、では、現状どのようにインドに物流が行っているかということ、まず西側の既存幹線ルートと呼ばれます、ちょっと見にくいですが、青く囲ってある部分でございます。西側から、カトマンズから西側に抜けて、そして南のインドにおりるところでございます。

現状この1ルートしかないということで、雨季の土砂災害による寸断があった場合には、インドとの物流なんか寸断されてしまうという状況でございましたので、長年にわたって、日本としては、右側の、東側のシンズリ道路と呼ばれる青く太い線で書いておりますけれども、こちらの道路を無償資金協力でやってきているというところがございます。

シンズリ道路は160キロ全長ございますが、今、4区間の工区のうち、既に第3工区まで終わりました、2015年中に全線が開通する予定でございます。

今回の対象の道路と申しますのは、まさにカトマンズからシンズリ道路につながる道路の間、ちょっと見にくいんですけども、その道路を結ぶ道路でスルヤビナヤック - ドゥリケル道路というところがございます。

すみません、ポインターで、ちょうどこのところになります。先ほど申し上げましたシンズリ道路はこちらでございますけれども、ここと、それからカトマンズを結ぶ道路のうちの区間ということで、既に道路はあるんですが、現状2車線の道路でつながっているというところがございます。

その道路の現状でございますが、近年、人口増加に伴います交通量増加を背景にしまして、急速に市街化が進んでおりまして、現状、ここの交通量は1日1万台というところになっております。従いまして、4車線化する一つの目安の数字にも今達しつつあるということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、これから160キロのシンズリ道路、こちらが開通しますと、さらにこちらの現状の2車線のこの道路にも、ここの道路が開通しますと、交通量が増えるという見込みでございます。

従いまして、ネパール政府としては、ここの道路、現状2車線ですが、これを4車線化するということを目指して日本側に要請を出してきたというところでございます。

3ページ目をご覧くださいただければと思うんですが、今申し上げましたとおり、事業目的としては、スルヤピナヤック - ドゥリケル道路間の幹線道路を、現行のアスファルト舗装2車線から4車線に拡幅するというものでございます。その結果、通行時間の短縮を図り、安定した物流網を構築するというものになってございます。

事業概要としましては、拡幅の対象は16キロメートルということでございます。

調査目的、それから調査内容はこちらに書いてあるとおりでございますが、調査内容につきましては、環境社会配慮と入れておりますけど、具体的にどのようなことを調査するかと申し上げますと、こちら7ページ目に書いてございますが、適用ガイドラインは、2010年のガイドラインにございますけれども、カテゴリ分類としてはA。その背景としましては、ガイドラインに掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性ということで、大規模非自発的住民に該当するというのもってAとしております。

非自発的住民移転数でございますが、現状のところ、これはネパール側が調査したものでございますけれども、影響戸数としては約200戸ということで想定されております。

詳しい沿線の概要は、すみません後戻りしてしましますが、6ページ目にちょっと書いてございますけども、まず起点となるスルヤピナヤック、こちらはカトマンズ方向のところでございますけど、ここから起点としまして、かなり最初は市街から始まってくるんですが、具体的には上から二つ目のここにちょっと書いておりますけど、イメージ図でございますが、ライト・オブ・ウェイの中に実際に今住戸が建設されておまして、そこに人が住んでいらっしゃるということで、こちらの住戸なんか対象になるだろうというふうには想定されております。

あと山がちな部分については、幾つかカーブ等、斜面のところ、急カーブ等が続くところがございまして、こういったところに斜面对策なんか必要に応じて検討しなければいけない。場合によっては、ルートを選定なんか考えなくてはならないという部分もございまして。

あとまた市街化区域に行きまして、そういった地点等々を通っていくというところ

でございます。

最終的には、この三つに分かれていますけども、これがずっと東側に流れていくイメージですけども、東の端がドゥリケルというところで、ここからシンズリ道路につながっていくというものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日の全体会合でご説明した後に、現状考えておりますのは、9月12日にスコーピング案の助言委員会のワーキンググループを開催、それからドラフトファイナルとして2015年4月頃を現在想定しております。そして、2015年度の閣議を想定しまして無償資金協力案件として形成しようというふうに考えておまして、この調査の中でEIA、それからRAPの作成、ネパール政府がやるものについて支援を行うということを想定しております。必要に応じまして、スコーピング案のかかるステークホルダーミーティング、それからドラファイ案をつくった段階でのステークホルダーミーティング等々も考えております。

全体的な説明としては以上となります。

作本副委員長 ありがとうございます。

それでは、会場のほうからご意見どうぞ。

田辺委員 カトマンズからこのスルヤピナヤックまでの道路の建設というのは、今後その後に4車線化を検討されているのかどうか、恐らく住民移転がカトマンズ近郊はものすごく大きいと思うんですが、その辺も含めて可能性というのを検討されているのかどうかというのが一つと、それから、影響戸数200戸というのはにわかに信じがたくて、もうちょっとあるのかなというふうには考えてはいるんですが、恐らく屋台であるとか家屋ではなくて商売をやっていたり、または田畑があったりとか、その辺の影響戸数を考えると、かなり大きくなるのかなという予測は持っているんですが、そのあたりはどうかなと思います。

田中 補足説明をさせていただきますと、ちょっと説明が漏れたところですが、まず、ここにわかりにくかったかもしれないんですが、カトマンズ - バクタプール道路改修事業というのが書いています。これが、区間がこうやって書いていますが、実際には、すみません、ここの区間のこの青いところでございます。この青いところは、カトマンズからバクタプール、今回の対象事業のスルヤピナヤックと書いていますが、バクタプールの中でございますけども、カトマンズからここまでの道路は既に無償資金協力で道路建設をやりまして、もう既に完成しております。ここの道路は既に4車線でございます。従いまして、市内からここまでが4車線化されていて、ここから2車線のまま来ていた。ところが、市街化区域がどんどん広がって、最近ここからも首都に通勤される方が増えてきたので、人もちょっと増えてきたので4車線化の必要があるというところでございます。

おっしゃるとおり、現状今200戸というふうに私ども聞いておるんですが、その内訳等々、まだまだ詳細はこれから詰めなきゃいけない部分があるかと思えます。もち

ろん商店等に対する生活水準の下がった分の補償等々いろいろあるかと思いますので、そこについても調査の中できちんと確認していきたいというふうに思っております。

作本副委員長 いかがでしょうか。

松行委員 この事業がどれくらい必要なのかという判断をする数値が余りなくてちょっと判断ができないんですが、例えば今ある既存の西側ルートというのがどれだけ混雑しているのかとか、あと今回の案件の区間の将来の交通需要予測がどれくらいだとか、そういったデータは今あれば教えていただきたいんですが。

田中 先ほどちょっとご説明しましたけども、もう既に、こちら側というより、むしろこの道路だけで既に1日1万台車が通るということになっております。1日1万台と申しますと、日本でも4車線化してもおかしくないような台数でございますので、既にこの区間だけでそういった交通量が今の時点でもうあるということで、今後もちろん交通量は増大していきますので、それに伴えば、この幅の緊急性というのは高いのかなというふうに今考えております。もちろんここも今後の交通量調査等々も含め、調査の中で確認していきたいというふうに思っております。

作本副委員長 ほかの方どうぞ。

松本委員 本筋ではないというか、この委員会では余り深く入ってはいけないことのひとつなんですが、やや気になるのは、既にカトマンズから無償資金でやられて、さらにやはり車の量があるので広げるということによってこうなっているわけですが、やはり経済道路、限られた無償資金協力でやるというのは、いつも私議論していてしっくりこない。ネパールのように、まだまだ保健、教育でやらなきゃいけない国で、どうして道路なんだろうといつも思ってしまうんですけども、深い議論はさておき、経済インフラ以外、つまり非常に社会生活という面から見ても、この区間というのは何か重要性があるのかどうか、もしJICAのほうでご存じであれば教えてほしいというところですが。

田中 地域の重要性という観点からでしょうか。

松本委員 根本的に言えば、単に経済インフラでネパールからの幹線道路であれば、有償資金協力がいいんじゃないかと思いつつながら、ここはその議論をする場ではないので、むしろ無償である理由をもしJICAのほうでさらっと説明してもらえると、心が安らくなるという、それだけのことはあるんですが。

田中 政府の援助方針としましては、ネパールにおいては、やはり南アジアの中で最も道路密度等も、アフガンを除けば一番低い国ということで、そういったところが整備されていない国がゆえに、運輸交通ネットワークの整備がとにかく援助の重点分野として置きましょうということで、私どもとしては、やはりカトマンズからバクタプールまでの道路、それからそれ以降のシンズリ道路、いずれも無償でやっておりますので、ここを逆に無償で、中が有償というのも、もちろん考え方としてはあるのかもしれないんですが、現状、私どもの考え方としては、両方無償でやったもの、かつ

今回についてもそのところについて新たに需要があるというところで無償資金協力としてこの東側の部分を日本として支援するというのは、それなりの意義があるのかなというふうには考えております。

作本副委員長 今日の案件の中でこれだけ無償なんですよ。

田中 はい。

原科氏 幾らぐらいですか、大体事業費用、金額は。

田中 80億ぐらいというふうに、かなり大きな金額だということです。

原嶋委員 関連して、既存の世銀とかADBのローンはないんですか。

田中 世銀、ADBにつきましては、もちろん運輸は重点分野としてやっております、特に左側、西側のほうなんかやっていますかね、ミッドヒルハイウェイ、西側の部分についての支援なんかをやっているというふうには聞いております。

原嶋委員 それらは多くが有償なんですか、無償、有償の形、ローンという形ではないんですか。

田中 ADB、世銀については、基本的にはローンで出していますが、ADFで出している部分とかあるかもしれませんが、すみません、詳細は今わかりません。

佐藤委員 先ほどの松本委員のご指摘とつながるんですけども、やはり今回かわる区間が、経済的なこととか、あとは交通網の充実ということだけではなくて、その地域住民の生活環境にとって、それがどれぐらい意味があるのかというのをもう少し見えるような形でしていただけると、無償でやる意味が見えてくるのかなと思うんですけども。

田中 ご指摘のとおり、例えばシンズリ道路におきましても、これは新しい新道を建設するところでしたが、その際には、確かに農民の中で、例えば農産物の輸出ですとか、あと教育、それから医療へのアクセスの改善なんか評価、事後評価のときにそういったことが見られたという言葉なんかございましたので、今回についてもどの程度までそういった効果のところ把握できるかというのは、調査の中なるべく細かく検討していきたいというふうに考えております。

作本副委員長 ほかにありますか。

それでは、時間が迫っておりますので、また詳細はワーキンググループのほうで議論されてください。

それでは、よろしいですか、ここで小休を、短くて申しわけないんですが、5分程度で、25分から再開ということで小休止いたします。

(休憩)

作本副委員長 また再開させていただきます。よろしいでしょうか。

次のこの案件はどういたしましょうか。田中さん、おられますか。

柿岡 田中副委員長がまだお戻りになられていないので、もし差し支えなければ私のほうで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

作本副委員長 では、司会進行をお願いします。

柿岡 それでは、4番目の議事次第、副委員長にかわりまして私のほうで進めさせていただきますが、アゼルバイジャン国ヤシマ・ガス火力複合発電所建設事業（協力準備調査（有償））のドラフトファイナルレポートということで、作本主査に助言案を取りまとめていただいております。よろしくお願いいたします。

作本副委員長 私のほうから、助言案文のご紹介をさせていただきます。

このアゼルバイジャンという国は、やはり自分の国のエネルギー需要に対して十分に確保できていないということで、今回のこのヤシマ・ガス、いわゆる天然ガスを使った火力複合発電所を建設したい、2基つくりたいということで、それに対する助言を用意したものであります。

この助言については、ワーキンググループは7月18日金曜日に行いました。このワーキンググループに参加していただいたのは、今日お休みですけど石田委員、あと清水谷委員、二宮委員、村山委員に、作本です。

協力準備調査（有償）でドラフトファイナルの段階であります。それに対する助言を作成するというので、今お手元のほうに合計14項目の助言案項目を列記させていただきます。

まず、全体のほうから簡単にご紹介いたしますと、将来的な見通し、再生エネルギーを含めての将来的な見通しについて紹介していただきたいということが1番目の二宮委員からのご意見です。

スコーピング・マトリックス、これが発電所ですから放水路、この近くで水生生物への影響が予想されるということで、この評価を「N」から「B」に変更していただきたい、これがスコーピング・マトリックスの2番目に当たります。

次の環境配慮のグループは、幾つかあります。

3番から10番並んでおりますが、まず3番につきましては、陸域及び海域に対する生態系調査。これは今回、極めて短期間に、数日のうちに実施されていたということで、それで1年を通しての影響が予測できるかのということがやりとりになりました。今回これでほかの期間はかなり乾期である、調査しづらいというようなことも、あるいは相手国の了解を得ないと調査できない、いろいろな制約があるということを聞くに及びまして、短期間の調査であっても、これが「妥当性ならびに代表性」と書いてありますが、ここでの生態系あるいは陸域、海域における調査が代表できるものであると、代表できる調査結果であるということをきちんとファイナルレポートに書いていただきたいということが3番目であります。

4番目、これはもう既に海洋の水質汚濁が一定程度進んでおります。これに対して、この事業を実施することによって追加的に、あるいは重なるようにこの影響が及ばないのかどうかということが我々の懸念材料でありまして、これをまず確認しておくこと、さらにモニタリングを実施する必要性及び影響が生じた場合の緩和策なるものを

ファイナルレポートにきちんと書き込んでおくということを入れたものが4番目であります。

5番目が振動影響であります。この場合に、タービンその他を動かすことになりまますので、建設中及び供用後ともに基準値を超えないということを書き込んでファイナルレポートに記述していただきたい。国内基準がこの国の場合はないわけですが、国際基準をきちんと参照するということが書いてあります。これが5番目です。

6番目、騒音のモニタリングについてありますけれども、夜間は操業しないということで、工事もしないということは聞いておりますけれども、きちんとこのところを建設時及び供用時の騒音モニタリングについて記載するということが書いてあります。供用時、供用後の騒音について、もう既に居住地においては、夜間の騒音値がかなり高いところもあるんですが、いろいろな風の影響その他で夜間操業はしないということで聞いておりますけれども、対応策を考えておくべきであると、そのような内容を記載すべきであるということが6番目であります。

7番目、ここでは工事中の大気汚染によるものであります。粉塵の巻き起こりが予想されるから、散水などの対策をとってくださいということが7番目。

8番目、この地域は熱帯地域で砂漠ということで、ほとんど希少生物はいない。あるいは渡り鳥のルートかということも地中海を挟んでおりますので気にはしたんですけども、そういうこともないということでもあります。調査の制約はもちろんあるということはわかっておりますけれども、きちんとこのあたりの影響評価及び対応策についての記述を載せることということで8番目です。

9番目、プラントの処理施設の内容がはっきりしない、書かれていないということで、これをきちんと書き込んでください。廃水対策、緩和対策についても記述してくださいというのが9番目。

10番目、これは廃棄物処理、供用時の具体的な廃棄物処理についても書き込んでいただきたい。これまでが環境配慮です。

社会配慮につきましては、この地域はもう漁業もこれから予定されている発電所の施設周辺の漁業も禁止されていると、あるいはレクリエーションで暑いから、この海岸を利用する人もいないということでもありますけれども、一応レクリエーション等の目的にはこの海岸利用がないということを書き込んでおいてくださいという11番目。

12番目、水利用に関して、これはスコーピングのほうに書き込むかどうかということで村山委員とぎりぎりまで話はしていたんですが、社会影響の水利用に関する項目であるということと、地元漁業への影響、対応策に、これについて記述したいということで社会配慮に残すということでここに書き込んであります。ここでも、そういう意味では「N」と「B」、「N」から、影響は生じないというところから、ある程度の影響が予想されるという項目変更も希望しております。

13番目、これは地域住民からの意見あるいは苦情聴取が具体的な方法について記載すべきことが13番目。

次のステークホルダー情報公開につきましては、供用後のパブリックミーティングについては、住民から要望された場合に実施されるということをファイナルレポートに記述するようにということがあります。

以上が私どもの助言案文です。ご検討いただければありがたいと思います。

柿岡 作本主査ありがとうございました。もし差し支えなければ、田中副委員長、この場の取りまとめをお願いできますでしょうか。

田中副委員長 では、私のほうから。

それでは、今の助言案についてご意見等いただけますでしょうか。あるいはご指摘ありましたら、どうぞ遠慮なく出していただきたいと思います。

早瀬委員 8番、ここに「動植物の調査の制約」という言葉が出てくるんですが、内容を説明されたのかもわかりませんが、ちょっと教えていただけますでしょうか。

田中副委員長 よろしいですか、一問一答でいきますか。

作本副委員長 簡単に説明させていただきます。

どうも、こちらの日本の調査団が直接現地に入り込んで調査できるというものじゃないらしいんですね。相手国政府の了解を得ないと調査自体を実施できない。ですから、1年間ずっと、例えば雨季とか乾季にわたるような、そういう1年間にわたるような調査、あるいは自然保護に関する調査ということをして日本側の主導ではできないということを知っております。それにしてもいろいろ文献調査は可能であるということを知っておりますが、調査実施上の制約をかなり伴っているということが、あと1年間を通して気象変化というんでしょうか、暑いということもあるでしょうし、砂漠ということもあるんでしょうが、そういう調査の制約が異様にあるというようなことを知っております。

田中副委員長 ほかの内容でいかがでしょうか。

松下委員 助言案自体に対するコメントあるいは意見じゃないんですが、このプロジェクト全体が火力複合発電所建設事業ということでしたので、このプロジェクト自体が、例えば大気汚染であるとか、あるいは地球温暖化に対する影響という観点から、どういう評価、あるいはどういう議論があったかについて紹介いただけるとありがたいと思います。

田中副委員長 今の点はいかがでしょう。

作本副委員長 ありがとうございます。今、私ども、今日の案件につきましても、発電所、エネルギーをとにかく確保をしたいという途上国の様子があちらこちらから出ているんですけども、個別具体的にこの温暖化のCO₂を減らしてくださいというようなことを働きかけづらいという、そういうことがあります。それで、私どももこれは議論としては出ております。CO₂をどうしたら、温暖化防止をどうしたらいいのか

という議論は出るんですが、個別具体的に、さあ、どうなるのか、どういう網をかけられるのかとなると、なかなか思いつかないかと思うんですね。私どもの力不足もありますし、地球環境問題といかに結びつけて議論できるかという、あるいは力不足かと思えます。

松下委員 ありがとうございます。火力発電所でいろいろなタイプがあると思うんですが、そういう中で、この発電所は相対的に見て非常に先進的であるとか、あるいは効率がいいとか、そういう評価をできるんでしょうか、どうでしょうか。

作本副委員長 天然ガスを使っていたということで、環境には優しいということ、あるいは有害汚染物質等が出ないというようなことを聞いておりますので、幾つかのタイプの発電所の中では、環境に優しいということを伺っております。

田中副委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

今までのご意見は特段助言案そのものの内容を変更するとか、あるいは付け加えるということはなかったように思いますが。

作本副委員長 追加で説明させてください。特に助言案の中には書かれておりませんけれども、ガスパイプライン、あるいは送電線、そういうようなこともここでは議論しておりますが、こちらについては、本件の事業対象でなくて円借款の対象外ということで敷設に係る配慮をどうあるべきかというようなことも議論はしたんですが、円借款の本件からの対象外であるというようなことで、ここには特に取り上げておりません。

田中副委員長 よろしいでしょうか。

それでは、これまでのご議論で、一応この案で確定というふうにさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それではどうしますか、司会を戻しますか。

柿岡 第2期までの両副委員長の連携ですと、前半と後半で司会が分かれておりましたけど、今回……

田中副委員長 そうですね、そういうことが多かったです。じゃ、後半やりましょう。

柿岡 後半、では田中副委員長にお願いしてよろしいですか。

田中副委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

山田 すみません、ちょっとよろしいですか、今の議論で。

中央アジア・コーカサス課の課長をしております山田と申します。

ご議論いただきましてどうもありがとうございました。

助言案の6点目の騒音のことについてだけ、1点だけ補足をさせていただきたいと思えます。

夜間の操業のことが出ておりますけれども、基本的には、これはベース電源ですの

で、常時ずっと基本的に定期点検等でシャットダウンをしない限りは運転を続けるということを想定しております、24時間操業を予定しております。ですので、対策としては、必要に応じて住居側の緑化、それからフェンスを設置する、こういったことを検討してまいりたいというふうに現段階では思っております。このことだけ付言させていただければと思います。

田中副委員長 よろしいですか。追加の補足説明があったということによろしいですね。

それでは、アゼルバイジャンのこの案件の助言案としては、これで確定とさせていただきます。

議題のほうへ進みまして、その他ということで、環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しということになります。

これについては本日資料が出ておりますが、これは今後の進め方も含めてご説明いただくということによろしいでしょうか。

山邊 はい。

田中副委員長 それでは、よろしく願いいたします。

山邊 審査部の山邊でございます。ガイドラインの運用面の見直し、3月から議論させていただいておりますが、今回で6回目。今回までが枠組みの議論ということで、一旦ここで区切りを入れさせていただいて、今後は個別論点について具体的な検討に入ってもらいたいと考えております。

スライドの2でございますけれども、本日説明申し上げる内容ですが、まずは、今回新しくご就任された委員もいらっしゃいますので、これまでの検討の経緯をおさらいしまして、見直しの枠組みを確認いただきます。続きまして、積み残しとなっていましたアンケート結果につきまして説明いたします。最後に、助言委員会での議論の進め方、段取りを説明いたします。ここまでが私からの説明で、その後にはワーキンググループの主査、副主査をまた互選でお決めいただければと考えております。その上で、引き続き、この運用面の見直しの最初の論点であります組織体制といった総論についての議論に移らせていただくという段取りで考えております。よろしく願いいたします。

次のスライドの3でございますが、これまでの検討の経緯、まずは見直しの背景でございますが、今のガイドラインは、2010年4月に制定されまして、7月に施行されております。

ガイドラインの2.10にガイドラインの適用と見直しという条項がございます、そこで本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行うとございます。つまり、私どもの見直しは、5年以内の運用面の見直しと、10年以内の包括的な検討、

この2段階の構成になっているということでございます。

そのほか、ガイドライン改定の際には、幅広く意見を聞くこと、同じく改定の際には、運用上の課題や手法を調査研究することが求められてございます。

この規定に従いまして、今年度、運用面の見直しを行う必要があるということなのですが、この5年以内の運用面の見直しとは何かというところが問題になるわけでございます。

ガイドライン策定時の有識者委員会、こちらでもこの点議論がございまして、当時のご議論を踏まえますと、ここでいう運用面の見直しというのは、運用面で実際に生じている不都合、これのうち10年以内の包括的な検討を待たずに対応すべきもの、これについて問題の解消を図る作業だということになります。

これに従って、今年度、運用面の見直しを行う必要があるということなんですけれども、この5年以内の運用面の作業となります。

次のスライドに移っていただいて、スライドの4でございますが、これまでに説明、議論した内容、この内容をここに記載してございます。3月の第45回ですね、こちらの会合でまさにガイドラインの規定と見直しの位置づけ、今ご説明したことでございますけれども、これについて議論して、年度末までの1年かけて見直し作業を行っていききたいというスケジュールをお話しさせていただきました。

4月から6月まで、ここまでの3回の会合で論点の洗い出し、これをさせていただいて、検討体制についてもある程度議論はさせていただきました。

それから、先月、第49回の会合では、アンケート調査の経過報告と、ワーキンググループについて少しお話をさせていただきました。

大体こういう流れでここまで議論を進めてまいりました。

これまでの議論を整理しますと、見直しの枠組みとしては、次のスライド5のような形になると思います。

まず、基本的な方針としまして、原則としてガイドライン自体は改定せずに、ガイドラインの解釈と運用について実際に不都合が生じているものを整理するという。それから、10年以内の「包括的な検討」につながるものにするということ。

対象としましては、ガイドラインの解釈または運用に関する事項の中で、助言委員会でこれまでに提起された論点、それから助言委員会、途上国政府、JICA内の追加意見ということになります。

体制としましては、JICAが見直しの主体となって助言案を作成するということが、助言委員会から助言をいただくということ。助言委員会で十分な議論を行っていただくために、通常の案件別のワーキンググループとは別に、運用面の見直しの専門のワーキンググループをつくると、こういったことですね。

それで成果物でございますが、ホームページで公表しておりますよくある問答集、FAQの改訂版が中心になるのかなと思っておりまして、それに関係するその他一切の

資料、それを簡単に束ねたものを現時点では想定しております。

最後にスケジュールでございますが、これまで枠組みの検討、論点抽出を行ってまいりましたけれども、見直し作業の開始ということで、近日中にホームページでアップさせていただきまして、年度末まで助言委員会での議論、それから取りまとめ、これらを行って年度明けに公表という段取りで考えております。

次のスライドでございますが、積み残しとなっておりますアンケートでございます。

JICA内に意見を求めたもの、それから途上国政府に意見を求めたもの、この二つでございますが、それぞれ資料を添付しております。

1枚めくっていただいて、資料 をご覧いただければと思いますが、JICA内のアンケートについてです。

まず調査方法でございますが、こちらは本部・在外事務所、全ての事務所を対象に、JICA内のシステムを使って意見の募集をするという形でやらせていただきました。大体1ヵ月かけてやりまして、合計で6件の回答がございました。

質問内容は、ガイドラインの運用上の不都合等、運用面の見直しで取り上げるべき課題ということで自由意見を求めるという形で実施をいたしました。

集まった意見、これを2. 結果のところに記載してございますけれども、まず一つ目が、これが一番多かったわけですが、途上国の国内法令とJICAガイドラインの要求水準の違いなどによって協議が難航するケースが多いということで、いろいろなどころから事例の紹介がございました。

一つ目が、社会面が理由でカテゴリAに分類された案件、これについても、現状ではEIAを義務づけられていますが、特に相手国の法制度で規定がない場合に、環境面を主な対象とするEIA報告書作成を義務づけるといったことが困難なケースが多いという意見。

それから、現地の国内法令で定める水準を超える補償、これは実施機関のレベルでは決められないということで、これも交渉で苦労することが多い。

あと、これは国によりけりなんですけれども、その土地の制度等で、不動産の市場価格が存在しない。再取得価格の調査方法が確立していない。こういった場合には、再取得価格について合意することが難しい、そんなケースが紹介されております。

それから、あとは協力準備調査の段階で、補償対象の基準日、これを宣言することを求めているわけですが、相手国からすると、まだ協力準備調査の段階で、実施が決まっていない段階で、なかなかこういった形で宣言するのは難しいというふう拒否をされて、被影響住民をなかなか確定できない、こんなケースがあるということが紹介されてございます。

それから二つ目、SEAですね、これはこの助言委員会での論点のところでも出てまいりましたけど、我々の中でも同じような話がございまして、概念の理解というか実

施方法、そういったところにばらつきが見られるので周知を図る必要があるでしょう。

3点目として、電磁波、環境経済評価等、ほかにもいろいろとあると思うんですけども、新しい分野などについては、その助言委員会の枠組みにとらわれずに、ほかの分野の専門家、助言委員会外の専門家にも意見を求める必要があるのではないかという意見。

4点目として、本日もネパールの道路の案件で、交通量の話なんかもございましたけれども、助言委員会から個別プロジェクトにかかる環境社会配慮ばかりでなくて、高い開発効果を発現させるという開発の意義も考慮した助言をいただきたいというような意見もございました。

5点目として、環境影響評価のベースラインデータは、案件によりばらつきが生じないよう、統一感のある合理的な設定を図る必要がある。これももう既に論点として上がっているものでございます。こういった意見があったということでございます。

続きまして、途上国アンケートの、こちらは現在のガイドラインでカテゴリAとなったプロジェクトの実施機関、これを対象に、在外事務所からアンケート表を送付するという方法で行わせていただきました。該当する機関、22カ国44機関ございましたが、そのうち大体3分の1の14機関から回答をいただきました。

質問内容は、ガイドラインの別紙1と別紙2、要するに、ガイドラインのうち相手国に求める要件が書かれている部分ですが、ここについて運用上の不都合はないかということで、こちらも自由意見記入方式で実施をいたしました。

参考までに、この資料の次、1枚めくっていただいたところに別紙1としてアンケート表を添付しております。表の左に1から9まで数字が振ってあると思いますけれども、これはガイドラインの別紙1に記載されている項目でございます。つまり項目ごとに意見を聞いたということでございます。

資料戻りまして、2の結果のところでございます。

提出された意見、これは様々でございますが、多く寄せられた意見としては、ここに三つほど挙げてございます。一つ目は、これもJICAの中の意見と同じような話なんですけれども、自国の国内法とJICAのガイドラインの乖離を埋めるということが困難であるということ。

それから2点目として、用語の定義が不明である。もう少し具体的に指示してほしいというような意見。不可分一体の事業とか、そんなものがございました。

それから3点目として、モニタリング実施にかかる体制等の詳細を明確にすべきというようなことがございました。

これ以外には、コメント、質問的な意見のほか、環境社会配慮の実施における技術的な助言等々を求める声もございました。私どもとしましても、国際機関、それからほかのドナーが作成しておりますマニュアル等を参照して、通常の協力事業等を通して、こういった途上国の支援を継続していきたいと考えてございます。

次のページにもございますが、少数ですけれども、ほかのドナーの支援等によりまして、自国の法制度は、国際機関等のセーフガードポリシーとほぼ同じ水準に整えられているので、特に運用上問題は生じてございませんというような意見もございました。

ほかに特段問題なしといったような意見もございましたけれども、そうしたものも含めまして、別紙2に我々が受けた全部の意見を添付してございます。説明は割愛をさせていただきます。

パワーポイントに戻らせていただきまして、スライド6の(2)ですけれども、この見直しへの反映でございますが、寄せられた意見、これの多くが助言委員会で既に提起いただいた論点に関連するものでございまして、これらは基本的には各論点を議論する際の材料として活用させていただきたいと考えております。

その他の意見につきましても、現時点で助言委員会で改めてご議論をいただくような新たな論点として追加するものはないかなというふうに考えておりますけれども、私どもの中で対応を検討しまして、必要があればまた助言委員会にもご相談をさせていただければというふうに考えております。

続きまして、スライドの7で、助言委員会での議論の進め方でございますけれども、まず一つ目、助言委員会の設置要項につきまして、資料 として添付してございます。

これは、運用面の見直しを、役割として明記したという改正でございまして、改正前の6月の全体会合でドラフトとしてご覧いただいたものでございますので、詳細な説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、運用面の見直しの論点、論点表、これを資料 としてつけてございません。

これまで提起されたもの全て入れておりますが、前回までのものと違しまして、右から2列目、ここに途上国からの意見として1列追加してございます。先ほどのアンケート結果の中から、関連する意見を抽出したものでございます。

それから、ワーキンググループの日程案、資料 ですが、日程案は、前回お配りしたもののから、9月下旬以降を若干変更させていただいておりますが、それは後ほど事務局のほうからスケジュール確認のところで改めてご説明をさせていただければと考えております。

以上、資料の から 、これは基本的にはこれまでの話でございまして、新しいものとしまして、資料 として、運用面の見直しワーキンググループにかかる共有事項(案)というのをつけてございます。

田中副委員長 手元に資料があるので、この資料で。

山邊 はい。

こちらでございますけれども、ちょっと説明をさせていただくと、ワーキンググループの段取りを説明するものでございますけれども、これは初めてですね。

1. 目的は省略させていただいて、2. 全体会合、(1) 日程の決定、ここは全体会合で決めるということでございます。(2) WG主査及び副主査の選定。

前回の全体会合では、コアメンバーとして4、5名を選定して、それで各回のワーキンググループに追加で何人か入っていただくというようなことを申し上げましたが、かなり多くの方からご関心の表明をいただきましたので、考え方を改めまして、基本的にはワーキンググループについては、希望される委員全員に参加していただくというような形にしたいと考えてございます。ただ、議論の継続性等々もございまして、主査と副主査、これは1名ずつ決めさせていただいて、このお二方については、全てのワーキンググループを通じて主査、副主査を務めていただくというような形で考えてございます。こちらは後ほど互選で決めさせていただければと考えてございます。

運用面の見直し(案)の説明でございますけれども、まず全体会合で、ワーキンググループでの協議結果を反映した運用面の見直し(案)を全体会合で説明をするというようなこととなります。

ワーキンググループの主査は、必要に応じてワーキンググループ会合における協議結果について補足説明を行う。

では、実際にワーキンググループ会合でどのような形でやるかということですが、原則として月に2回程度ワーキンググループ会合を開催する。

3. 開催日、それからどの委員が参加されるかということについては、その前の月の全体会合までに決定をされる。最低4名以上ということと考えております。

ワーキンググループの前の段階ですが、事務局のほうからワーキンググループ会合の事前配布資料、これを電子データで、原則でございますけれども、5営業日前までに全委員に対して送付をさせていただきます。可能であれば、ワーキンググループ会合に参加する委員は、事前配布資料をもとにコメント等を送っていただければと考えてございます。

それから、ワーキンググループ当日は、まずJICAのほうから運用面の見直し案、もちろんそれに加えて現状どうやっているか、なぜこのような運用面の見直し案に至ったかというようなご説明をさせていただく予定でございます。加えまして、いただいたコメント、質問等についてお答えをするというような形になります。

それから、テーマも様々ですので、いろいろなケースがあり得るのかもしれないんですけども、JICAが説明した案に対して、これは助言を行わないといけないと、書面で行うべきと判断される場合は、通常のワーキンググループのように助言案をまとめていただくという形になります。それを全体会合、その後のメール審議等も含めて助言案を確定していただいて、全体会合でその助言案を確定するというような段取りになります。

こういうことなんですけれども、ちょっと文章だとわかりにくいようなところもあるかと思ひまして、さらにその次にフロー、プロセスの紙を1枚つけてございます。

ここで、まずこれをもとに説明をしますと、まず全体会合で日程議題案、委員を決定させていただく。

ワーキンググループの5営業日前までに全委員に資料を送付する、私どものほうですね。ワーキンググループの参加委員から事前にコメント、質問なりを提出していただく。ワーキンググループ会合で、まず私どものほうから見直し案を説明して、質疑応答、協議などが行われるということですのでけれども、JICAの見直し案でいいでしょうということになれば、そこで確認をいただいて次の全体会合で私どもが説明をし、ワーキンググループの主査から補足説明をいただいて、そこでこれで問題ないということであれば、基本的にはそれでプロセスとして終わり。その後、全体会合の後、私どもの中のいろいろ決裁等もございますので、そこでの手続を経て見直し内容を確定する、そんな段取りでございます。

ワーキンググループ会合で、仮に、これは助言をすべきというような形になった場合は、助言案を取りまとめていただいて、会合後にメール審議等も含めて助言案を最終化していただいて、全体会合で、まず私どもが見直し案を説明する。ワーキンググループの主査のほうから助言案について説明をしていただく。助言がここで確定される。

そのいただいた助言を踏まえて、私どものほうで改めて運用面の見直し案というものを再検討して、再検討した結果を、またその次の全体会合でご説明するというところで、そこである程度問題ないということであれば、また同じようなプロセスになる。こんなイメージで考えてございます。

正直申し上げまして、実際にやってみないとわからない部分もございますので、現時点で大きなご異論がなければ、とりあえずこれでワーキンググループを数回やってみて、問題があれば見直しを行うという形にさせていただければなというふうに考えてございます。

ということで、全体の枠組みについて私からの説明は以上でございます。

田中副委員長 ありがとうございます。

今後の進め方を含めて、ご説明がありました。資料 と、それからスケジュールの資料 が新しい資料だと思いますが、これの質疑あるいは確認をしたいと思います。その前に、それまでの資料についてはよろしいでしょうか。アンケートの結果、それから主な論点ですね、一応こういうふうに整理をされてきたということで、資料 まで一応積み上げてきたということかと思えます。

実際には、資料 はまだ十分に読み切れていないかもしれませんが、一応ひとまず整理した範囲のもとで、この後ワーキングで段階的に議論をしていく、整理をする、こういうことかと思えます。従って、ワーキングの議論の中で、場合によってはさらに掘り下げていくとか追加される論点も出てくるかと思えますが、ひとまず現時点では資料まで整理をしてきたということですのでよろしいでしょうか。

そうしますと、資料 あるいは というこで、資料 は、これからのワーキングの進め方についての整理をしていただいて、とても体系的にはなっているんですが、この進め方についていかがでしょうか。ご質問であったりご意見をいただければと思います。

佐藤委員 実は、その前のアンケートのことで1点と、あとは後半部分で1点あるんですが、アンケートの部分で、以前、作本委員がご指摘くださった件で、私すごく頭に残っているんですけども、今回のガイドラインを活用することによって、その修正をしていくというのは、当然これからPDCAを回していく中でやっていくことも当然重要だとは思いますが、このガイドラインが適用されることによって、各政府の取組みであったり、いろいろな事業に対してのプラスの効果というものがあつたかと思うんですね。いわゆる従来の環境配慮の文脈から、社会配慮の側面がいろいろな政府機関が開発を考えると、組み入れるような文化ができてきたのかなと思っております。そういうような、このJICAが進めている、このガイドラインの適用というものが、各国政府にとって改善をするというだけではなくて、何かしらのプラスの評価がされていたところがあるのであれば、それもしっかりと記録をなさっておくと非常にJICAの取組みそのものの特徴を出していくことになるのかなと思いますので、今からアンケートをとることは無理だと思いますけれども、中での自由記述の中で、そういうような、このガイドラインがもたらした社会的なインパクトとかプラスの効果なんということも少し考察としてまとめていただければなと思います。それが、先ほどのアンケートです。

後半部分なんですけれども、資料 のフローチャートなんですけど、ちょうど先ほど、私はスケジュールを見せていただいて、出たいとこに出られないという、ちょうど私の日程の都合があるというのもありまして、例えば、このフローチャートの二つ目の四角に事前準備というのがありますが、これをワーキングの参加委員だけが事前コメントをするのではなくて、もし許していただけるのであれば、ワーキングの参加委員の方以外でもコメントできるような状況をつくっていただければなと思います。意見でございます。ご検討いただければと思います。

田中副委員長 ありがとうございます。

今、ご意見を二ついただきまして、一つは、ガイドラインそのものが、こういう環境社会配慮を総体的に事前検討していこう、手順、手続をする。ガイドラインそのものがそれぞれの諸外国の政府にどういったプラスの効果をもたらしたか、こういうことも読み込んだらいいんじゃないか、そういうご指摘かと思いますが、運用の見直しにつながるかどうかという点でいうと少し距離があるかもしれませんが、しかし、総体的な評価としてはあるかもしれませんね。

それについて何かコメントございますか。気がついた範囲で何か書き込みをするということによろしいですか。

山邊 ご指摘ありがとうございました。

1点目につきましては、そういう観点で必ずしもアンケートのほうを十分できていなかったというところもございますけれども、可能な範囲でそういったところも踏まえて今後の検討を進めていきたいと考えてございます。

2点目のワーキンググループに参加できないけれども、コメントすることは可能かというご趣旨だったと思いますけれども、基本的な形としましては、ワーキンググループ会合に出席する委員で集中的に議論を行っていただいて検討していただくというものなということで、関心が高い議題がある場合には、基本的にはワーキンググループに参加いただいて議論を尽くしていただきたいというふうに考えてございます。

ただ、皆さんお忙しい中でございますので、ワーキンググループ会合を欠席せざるを得ない。ワーキンググループ会合において協議を行うべきと考えられる事項がある場合には、事前にコメントとして送っていただければ、事務局のほうで受け付けはさせていただきます。コメントの扱いにつきましては、ワーキンググループの主査、それから参加される委員と相談して、極力、そのワーキンググループにおいて議論をさせていただきますというような形になるかと思えます。

ワーキンググループの議論の結果、これは全体会で報告されますので、欠席される場合は、全体会合での説明の際に、その質疑応答の際にご意見をいただくというような形もあるのかなというふうに考えております。

以上です。

田中副委員長 ほかにいかがですか。

日比委員 非常に細かい言葉上の問題だけなんですけど、このガイドライン運用見直しの日程案の議題の7番が、生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮とあるんですけども、生態系に及ぼす影響の考慮でよろしいかと。もし何かほかに深い意味があるのであれば別ですけども。

田中副委員長 適切な表現に検討してみてください。

山邊 はい、修正いたします。

田中副委員長 ほかにいかがでしょうか。

早瀬委員 資料 の関係でよろしいでしょうか。このフロー図とちょっと説明を見ただけじゃ流れがわからないところがありますので確認させてください。

このフロー図を見る限りでは、事務局のつくられる運用見直し案、それについて、その案に変更を加える手続というのは、この右側のほうの助言を通してであるというふうに見えるんです。それで逆にいうと、助言を通さない形での見直しというプロセスというのはないんですか。

田中副委員長 いかがでしょうか。

山邊 右側の助言、あくまでも書面で助言をいただく場合のフローを示してございまして、フローの左側のプロセスの場合も、いろいろご議論、ご意見、ある意味、助

言ですね、協議の中での。これらをいただいて、それを踏まえて、我々のほうで、確かにそうだなということで見直しを当然させていただく場合がございます。その見直したものをワーキンググループ会合とは別に全体会合の場で説明をするというようなことを想定してございます。そういう場合と、そうなればいいんですけども、実際なかなか私どもの意見と先生方の意見が一致しないような場合等もございますので、書面で助言をいただくというようなプロセスも考えているということでございます。

早瀬委員 そうすると、ワーキンググループ会合の場と全体会合の場で見直し案について事務局のほうを受け入れられる場合には、そこで案は見直しがされるということですね。ありがとうございました。

田中副委員長 よろしいでしょうかね。この全体会合の質疑応答であるとか、ワーキングの質疑応答の中で確認されれば、それはそれとして受け止めて運用案の見直しに反映されるということかなと思います。

松下委員 ワーキンググループで助言案を確定するプロセスですが、資料 と資料 を拝見しまして、資料 で既に日程が提示されていて、毎回のテーマが決まっているわけですね。資料 を参照すると、多分、資料 で出されている毎回のワーキンググループで、そのテーマに沿って事務局から運用見直し案が出されて、それに対してワーキンググループに参加したメンバーで質疑をして、修正を必要とする場合は助言をするということで、順調にいけば、各テーマごとに運用案をつくっていくという手順ですかね。

それはそれでよく考えられている方法だと思うんですが、この全体の構成をどうするかとか、あるいは相互に関連した問題が出てきたときにどう調整するかとか、あるいは全体として総論といいますか、そういったことを議論する場が必要かと思うんですが、そこらあたりは、これやってみなければわからない面もありますが、現時点ではどういうお考えか説明いただければと思いますが。

田中副委員長 事務局はまた答えてもらいますが、全体委員会で調整可能なものはこういうような時間をつくってやるということになるんでしょうけれども、ひとまず事務局がどんなふうにお考えかお願いいたします。

山邊 基本的には全体会合のほうでその議論の進捗等も踏まえてそういったお話をできればというふうに考えてございます。私どももまさにやってみなければわからないようなところもございまして、最後のほうに予備の回なども設けておりまして、なかなかこのとおりにいくかどうかというのはわからない部分もございます。そういった考えでございます。

田中副委員長 よろしいでしょうか。

ほかにどうでしょうか。

およそこの手順でよろしいということであれば、これを前提に今度はワーキングの構成であるとか主査、副主査を決めていく、こういう段取りになろうかと思えます。

私から1点お願いですが、ワーキング委員の決定というのが、毎回といいますか毎月多少流動することになるだろうと思うんですね。ですから、コアメンバーの、特に主査、副主査を中心としたコアメンバーと、それからその月々、あるいはその時々テーマと、あるいは状況で参加する委員が多少増減しても構わないと、そういう柔軟な体制でいかれたらどうか。

それから意見の表明も、あるいは意見の提出も、欠席されるあるいはご参加できない委員でも可能だと。それもワーキングの中で必要に応じて取り上げたり、あるいはそこで自分の思いが十分述べられない場合は、全体会合の場で追加的に意見表明されて質疑を積み上げるといふ、そういうことでよろしいでしょうか。そんなイメージで今確認されたかと思います。

もしそれでよければ、今日やらなければいけないのは、主査と副主査を選定するという、ある意味、見直しワーキングの責任者といいますか、ひとまず、責任者という大げさですが、一応継続的にこの議論を見守っていただく方になるかと思うんです。さて、自薦他薦いずれでもいいようですので、いかがでしょうか。どなたか。

作本副委員長、何かご提案はありませんか。

作本副委員長 なかなかこれだけの日程、あらかじめフィックスというか押さえておくのはかなりきついんじゃないかなと、皆さんについて思います。夏の間はまだ時間若干余裕とれるかと思うんですけれども、9月以降、皆さん方大学の授業等が入ってしまうと、自分で融通きかないところもあるかと思うんですね。そういう意味では、先ほど、田中副委員長が申し上げられたように、コアメンバーを選べればいいんですが、それ以外の方は自由に動けるような状態がありがたいと思いますね。

田中副委員長 コアメンバーになれそうな方はいかがですか。

作本副委員長 むしろそこが大変なんじゃないでしょうかね、コアメンバーで毎回この時間を確保できるというのは。

田中副委員長 どなたか、この方、あるいは自分がやってもいいという自薦でも構わないと思いますし、あるいはこの方がふさわしいんじゃないかという他薦でもいいかと思いますが。

どなたも名前が出てこないのですが。

それでは、私からひとまず仮のお名前ということで出させていただければと思いますが、松下委員、いかがですか。僕は松下委員とか、あと原嶋委員とかいいんじゃないかと思うんですが。比較的いつも積極的にかかわられてきましたし、制度のことをよくご存じなのでよろしいんじゃないかと思うんですが。いかがでしょうか。あるいはほかの委員の先生からいかがですか。

松下委員 比較的日程は出席できる回数が多いという感じは受けましたので、そういう意味で全体をできるだけ進めるという意味においては協力できるかと思います。

田中副委員長 ありがたいですね。松下委員からそういうお話をいただいてとても

ありがたいと思います。

もう一人、副主査の方がいらっしゃるとよろしいんですね。主査、副主査という体制ですよ。

作本副委員長 すみません、お話し中で質問というか気になっていることを述べさせていただきます。今このワーキンググループの資料の日程もあるんですが、これ以外に案件の日程表もありますよね。これが前後するということになっているかと思うんですが、そのあたりはどのように全部、恐らく日程はもうJICAさん側で、事務局側で調整していただけるのはわかっているんですけども、どのような流れになっていくのか、もしイメージがあれば教えていただけますか。

柿岡 事務局のほうでの割り当てですね、現在、一番最後のところで、議事次第の中で別紙1の確認という項目がございますので、その中で各項目、担当委員を割り振らせていただく委員と、それからガイドライン運用見直しのワーキンググループの委員というのを確認させていただいて、もし重複する、都合が悪いという場合は、その段階で申し出ていただければ、再調整させていただきたいと思います。

柳委員 全体を通じて主査、副主査を決めるというのは非常に難しいと思うのです。というのは、全部の会議を大体フォローして出てこられる人に限定してしまうということですよ。それから、コアメンバーもそうなので。これは今の助言委員会の各案件ごとにやっている主査、副主査ってありますよね、主査を決めるという方式。それと同じように、この会に出てこられた人の中から、主査を選んで、全体会合で報告してもらおうとか、そういうやり方もやはり一つのやり方として、今まで皆さんよく馴染んでおられるので、そういうことで回していくほうが、まだ機動的に動くのではないかなと。固定の人だけでやるというのもなかなか本当にできるのかなとちょっと不安ではありますけれども。

田中副委員長 そういうご意見もあります。恐らく全部出るとは難しいけども、8割ぐらい出られる人がそういう継続的に見ていただく方になるといいなと、そんなこともありました。あるいは毎回ごとに今提案があったように、毎回ごとに主査、副主査を決めていくというのものもあるかもしれませんね。

ほかの皆さんいかがでしょうか、感触は。

山邊 すみません、若干補足でございますけれども、今回、主査と副主査という形で2名ということにさせていただいたのは、まさに必ず全部出るとするのは、正直難しいだろうというようなところがございまして、どちらかお一方は必ず出ていただくというようなことをイメージして、今回、主査、副主査という形にさせていただいたということがございます。

あと日程についても、8月、9月ぐらいは難しいんですけども、それ以降であればある程度調整は可能でございます。

前回、基本的にはなるべくワーキンググループに全部参加できる方にコアメンバー

をお願いしたいということを申し上げたところ、かなり多くの方から参加の表明をいただいたので、結構今回も手を挙げていただけるかなと勝手に期待していたところなのではございますけれども、通常のワーキングのように、毎回、主査、副主査を変えるというのも確かにあるかもしれないんですけど、私どももこれがどんな形で進むのか、どういう形で全体としてまとめられるのかというのが見えないようなところもございますので、ある程度そういったところも含めて全体を通して見ていただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

田中副委員長 という補足説明がありました。今、お一人名前が出た松下委員が割と出席率がよさそうに対応可能というのは伺いましたが、ほかにいかがでしょうか。

ひとまず数回やってみるという手はあるかもしれませんがね、この提案で。8月、9月やってみて、やはりこれで回らないというのであれば、もう一回見直しをするということはあるかもしれません。ということにしてみますか。

柳委員 恐らく多くの方は運用面の見直しについて関心を持っておられるというのは、これまで助言委員会を通じていろいろと発言されてきたので、それで関与されたいということなのだろうと思うのですが、全体を通じてずっと特定の人にやっていただくというのは本当にオーバーロードで、それは本当にできるのかなと個人的には思いますね。僕も日程的にはかなり厳しいので、それは何回出られるのかなと数えたって、本当に数回しか出られない。でも、出られるときには出て発言したいと思えますけれども、それを通してずっと全体を見られるなんてほとんど、無理な状態です。ここで松下さんをお願いするというのは本当にオーバーワークな作業をお願いするので、本当によろしいのでしょうか。ご本人が、俺はやってやるということであればぜひお願いしたいと思います。

松下委員 やはり皆さんのスケジュールを考えると、2人だけだとちょっと少ないかなと、3人ぐらいであれば、3人のうち1人は必ず出るという確率は非常に高くなると思いますので、主査といわずにコアメンバーでもいいんですが、3人ぐらいで必ずフォローしていくと、そういう体制をとったらいかがかと思いますが。

田中副委員長 いろいろ意見が出てきて、3人というのは、あと2人選ぶということになりますので、多少またそれをご負担になるのですが、どうでしょうか。もし自分やってもいいという、関心があるので、先ほど佐藤さんも関心があると言いましたし、あと、ここにはいないですか、今日欠席の石田さんなんかも随分関心があるようですけれども、どうでしょうか。長谷川さんもやってみますか。長谷川さんはだめか。

松本委員 じゃ、やりましょう。

田中副委員長 そうですか。お名前を出そうかと思ったんだけど、学部の主任もやられているので、僕は本当に遠慮して言わなかったんですけど、申しわけないですね。学部の執行部をやられているので。じゃ、松本委員、松下、松本とMMで。

松下委員 全体会合とのつながりを考えると、副委員長からお一人いかがでしょう

か。

田中副委員長 作本さん、どうですか。

作本副委員長 3人体制ということでしたら。

田中副委員長 ありがたいですね。それでは松下委員、松本委員、それから作本委員が名乗り出ていただきましたので、ここが主査、副主査ですね、グループを形成して、後で3人の中でご相談いただくかどうか、松下委員が一応主査ということによろしいですか。という形で、ひとまず今日のところは確認をしておきたいと思います。

これも暫定的に2ヵ月か3ヵ月、数回やってみて、どうしてもこれが回らなければ、もう一度再見直しをしてもよろしいという、そういう留保つきでひとまず進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしますと、あとは出席メンバーの確定ということで移ってよろしいですか、ワーキングメンバーの確定。

柿岡 もし差し支えなければ、そちらは議事次第の6番の上記案件及びワーキンググループスケジュール確認の中で行いたいと思いますので、続けて、この見直しの総論・体制のほうに進めさせていただければと思います。

田中副委員長 わかりました。そうしますと、ガイドラインの運用の見直しの進め方ですね、手順についてはここで仮に確認をしたということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。こういう体制で前へ進めるということになります。

そうしますと、議事次第の裏に、8月のワーキングの日程、9月のワーキングの日程があります。それから、10月も一応ガイドライン見直しについては入っております。

確認がとれた委員については、こういう丸がついておりますが、さて、8月11日、それから8月25日のガイドライン見直しワーキングですね、ここにご参加いただける委員についてお名前をいただくと、こういう話になりますか。

柿岡 後ほどこの別紙1の確認の際に、まとめて運用見直しのワーキンググループと通常の案件のワーキンググループと確認させていただきたいと思いますので、差し支えなければ.....

田中副委員長 そうですね。もうそのつもりで。

柿岡 運用面の見直しについて、総論・体制の部分について続けてご説明差し上げたいと思いますが。

田中副委員長 それでは、よろしく願いいたします。

柿岡 先ほど山邊からご説明申し上げた資料でいきますと、A3で資料 というものがございます。そちらの1番、総論・体制というのが一番上に論点としてございますが、こちらについて本日引き続きご説明申し上げたいと思っております。

こちら総論・体制につきましては、大きく二つ、この表の中にもございます。

事務局と助言委員会の組織運営について、それからガイドラインの運用についてと

ということで、こちら右側の表、資料 のA3の中では、委員からの主な意見、途上国からの意見、備考というところは空白となっておりますが、こちらは、これまでの議論の中で出てきた総論・体制的なことについて、本日も説明申し上げるということになってございます。

画面の資料に移りますが、お手元パワーポイントの資料となります。

後ろのほうをめくっていただきますと、この前のスクリーンのような画面のものがございませうでしょうか。

運用面の見直しについて総論・体制ということで説明申し上げます。

今申し上げたとおり、二つ議論がございまして、事務局と助言委員会の組織運営についてという点。それから、もう一つはガイドラインの運用について、この2点でございます。

論点に対する方針案、事務局の方針案ということになりますが、こちら、まず1点目、事務局と助言委員会の組織運営につきましては、透明性、有責性、合議性、独立性といった基本運営原則の確認をすること。それから、助言委員会の組織、責務、意思決定方法に関するルールの規定化ということは、これまでこの助言委員会の中でも議論されてきた話題となっております。

その下、ガイドラインの運用についてでございますけども、ガイドラインの策定後の情勢変化と動き、ガイドライン適用上の字句の曖昧さ、それから解釈方法。その他、全体会議での助言確定とその後の効果というのがございます。

それぞれの方針案といたしまして、まず一つ目、事務局と助言委員会の組織運営につきましては、組織運営に係る規定・文書を再確認させていただくということの方針案として挙げております。

二つ目のガイドラインの運用につきましては、語句の曖昧さ、解釈方法といったら一番わかりやすいかと思いますが、この後、スケジュール提示しております個別の論点でそれぞれ確認していくという方針としております。

従いまして、本日具体的な方針案と示しておりますけども、事務局と助言委員会の組織運営について確認をするということになるかと思っております。

2番目のガイドラインの運用につきましては、次回以降のワーキンググループの中で、個別の論点で再確認していくということで、もしよろしければ方針案としてご了解いただければと思っております。

事務局と助言委員会の組織運営につきましては、事務局と助言委員会の組織運営ということで三つ規定する文書がございます。こちらのパワーポイントの資料は先週、1週間ほど前に事前に送付しておりますして、作本副委員長から1点設置要項につきまして事前にコメントをいただいておりますけども、確かに若干わかりにくい表現というの中にはあるかと思っておりますけども、皆様、各委員のこれまでの共通理解のもと、委員会として適切に運営されていると理解しておりますし、また、他の関連文書、この設

置要項、運用目安、共有事項といったことも含めて読んでいただければ、ある程度明確にご理解いただいて、不明瞭な点というのは少ないのではないかと考えております。そういう観点から、設置要項そのものを修正するということにつきましては、余り必要性が高くないのではないかとということで、作本副委員長からのコメントにつきましては、事前に作本副委員長のご了解をいただきました。メールで皆様に共有させていただいている、この設置要項については、特に今回、全体会合の中で修正する必要はないということで、もし差し支えなければ、このまま活用させていただきたいと考えております。

この規定文書につきましては、設置要項、それから運用目安、共有事項と3点ございます。この場で事細かく提示することは省略させていただきたいと思いますが、新しく第3期からご参加いただきました塩田委員、柴田委員、それから田辺委員につきましては、事前にこちらの文書についてご説明申し上げております。

皆様のほうで、もし、本日のこのプレゼンテーション資料、事前に送付しておりますけれども、何かご不明点等ございましたら、この場でご意見いただければと思っております。

田中副委員長 今の資料でよろしいですか、説明は。

柿岡 引き続き、ご参考までとなりますが、この事務局と助言委員会の組織運営にかかわる良くある問答集（FAQ）、JICAのホームページで公開しているFAQにつきましては、「環境配慮社会助言委員会の役割を教えてください。」という問いが一つ関連してございます。こちらにつきましても、FAQの中で右側のボックスに書いているとおりでございますけれども、「環境社会配慮助言委員会は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいいます。カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行います。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行います。」ということがございますので、今のところ事務局としては、このFAQに新たに加えることもないかなということで、現在のFAQを活用するというで想定しております。

こちらはFAQの一つの例としてご提示させていただきました。私からのご説明は以上となりますが、もし規定文章に関連してご意見等があればご教示いただければと思っております。

以上となります。

田中副委員長 それでは、ご意見等をどうぞお願いいたします。

松本委員 1点だけ、かつて議論になったことで気になっているのが発議なんです、助言というものはJICAが助言を欲しいと言ったから助言をするのであるというような議論があったかと思いますが、設置要項等を読んでも、余りそこは書かれていないの

で、ここで確認をしておきたいんですが、例えば、助言委員が助言の必要性を発議することはできるというふうに考えているかどうか、この辺について、まず事務局というかJICA側の考えをお聞かせいただきたいんですが。

柿岡 これまでの運用の中で、特に第2期の委員会の中だったと思いますけども、基本的にはJICAのほうで助言を求めるというプロセスが中心になるかとは思いますが、委員から何か議題があるという場合には、全体会合の2週間ほど前に議案として提案していただくということを運用上の中でも一度議論頂いた経緯があったと理解しております。

松本委員 私もうろ覚えでそう思っていたので、それはやはり書いておかないと引き継げないかなと。今明確に覚えている人が残っているときはいいですが、日が経つにつれ忘れますので、そのぐらいは入れ込んでおいていたほうがいいかなというふうには思います。

佐藤委員 今の松本委員に継続してなんですが、そのときに、A案件だけではなくて、以前の議論ですと、B案件の中でもやはり発議をすることができるようなことを考えるのであれば、私たちは、B案件のリストを得る権利があるという、それについても今後の見直しにおいても検討すべきかなと思います。

以上です。

柿岡 ありがとうございます。B案件につきましては、先ほどのスケジュールですね、こちらでも個別でまた議論する機会を設けておりますので、今の資料でいきますと、資料のワーキンググループ日程案になりますけども、項目として11番、1月16日に環境社会配慮の手続、カテゴリB案件のうち、助言委員会が助言を行う必要な案件とはというところで、日程としてはまだ仮となりますけども、このカテゴリB案件の中で議論をする機会を設けたいと考えております。

日比委員 ちょっと一つ質問させていただければと思います。

このFAQなんですけれども、先ほどのフローチャートあるいは先ほどの資料であった場合も、フローチャートの中で言っている見直し案というのは、つまりFAQということですよという再確認が一つ。

それから、今、FAQ自体をまた改めて見ているところなんですけれども、対象、必ずしも明確ではないんですけれども、割と一般の方向けに書かれているようなイメージを持ち得る表現のところが多いかなと。すみません、なんか曖昧な言い方ですけども。そういう印象を持ったんですけれども、今、例えば案件にかかわる調査団なんか、どの程度このFAQを、例えば活用しているのかいないのか、誰が活用している、見ているのかというのを教えていただけますでしょうか。

田中副委員長 今の点、FAQが運用の見直し案なのかというのがポイントのところ、スライドの3ページは方針案と書いたのがありますよね。組織運営にかかる規定文書の再確認とか、あるいは方針案、個別の論点の確認とかあるんですが、これの意味

はどういうことか、方針案。これも確認させてください。

つまり、提示されている運用方針、来週の月曜日に議題になるわけですが、資料になるわけですが、そもそも例えば来週月曜日で検討すべき運用の方針案で何ですか、これ私も教えてもらいたいと思います。

柿岡 まず、事務局と助言委員会の組織運営につきましては、今提示いたしました三つの文章にもし修正がなければ、これを三つの内容について確認したということで、論点そのものの議論は終了ということをご想定しております。今ご提案いただいたとおり、例えば2週間前の委員からのご提案について何か明文化したほうがいいのではないかとということになりますと、例えば、環境社会配慮助言委員会にかかる共有事項の中に、一部追記するようなことを検討することになるかと思えます。そういった場合ですと、FAQの修正というよりも、既存の組織運営にかかる規定文書について補足説明するような文章を確認するということになるかと思えます。

ただし、例えば来週、8月11日の用語解釈・範囲の場合で、仮にFAQという形で整理される場合ですと、確認する内容がFAQということになるかと思えます。よろしいでしょうか。

田中副委員長 例えば、そのガイドラインの運用について、方針案を個別の論点で確認という意味は、これはどういうものでしょうか。

柿岡 このガイドラインの運用について、ガイドライン策定後の情勢変化と動き、ガイドライン適用上の字句の曖昧さ、解釈方法といった、このガイドラインの運用についてという項目で、これまで助言委員会の中で議論していただいた内容が、まさに個別の論点で確認すべき項目だろうと想定しております。先ほど一部に例がありましたけども、カテゴリB案件の話題であったり、言葉の意味が明確ではない、例えば来週ですと、不可分一体の事業とはどういうものなのかということであれば来週ワーキンググループの中で議論して頂くことを想定しております。

田中副委員長 わかりました。今のことを勘案すると、方針案の中に二つ意味がありまして、取扱いの方針、あるいは検討の方針という意味合いと、運用方針、運用です、まさに運用見直し案。要するに、見直しそのものなんだと思うのがあると思うんですね。

先ほど、例えば2週間前に委員からの提起を受けて議案にする、助言委員会の議案にする、こういうのは運用見直し案に、運用制度といいますか、助言の運用のあり方そのものにかかる提起ですよ。ですから、内容にかかわっているわけです。ただ方針案、個別の論点で確認というのは、これは取扱いの方針というか検討の進め方の方針案なので、つまり内容の方針と検討の進め方の方針というのは分けたほうがいいということです。

その上で、本来提起されるべきは2段階があって、これについてはこういう扱い方をしたいという検討の進め方の考え方と、その上で運用方針、内容そのものについては

この点をこういうふうに直すとかが、この点はこのように変えていくとか、この点については原案のままでよろしいと思うとか、そういう提起があると委員としては受け止めやすいと、こういうことだと思います。

柿岡 ご指摘ありがとうございます。まさにご指摘のとおりでございます。1番目の事務局と助言委員会の組織運営については、例示の三つの文章に大きな問題がなければ、こちら、内容についても確認いただいたということで想定しておりましたが、加える項目があるということであれば、修正することが具体的な内容の議論になるかと思えます。

2番目のガイドラインの運用について、方針案としていますが、こちらは検討の方針に該当することになるかと思えますが、今後具体的に個別のワーキンググループの中で検討していくということになります。

田中副委員長 さて、もう時間がだんだんなくなってきましたが、いかがでしょうか。

そうしますと、ひとまずここでよろしいということになれば、この内容を確認したということであれば、この運用の体制について、見直しのあり方について次の見直しワーキングですか、直近でいえば8月11日、ちょうど来週の月曜日に検討がされることとなります。5日営業日前ということですから、今日提示されるということ。すなわちこれで資料が送られたという理解になるのでしょうか。再送されるということですかね。

柿岡 8月11日の資料はこれから提示いたします。

田中副委員長 わかりました。従って、8月11日の運用見直し案については、これから5営業日前ということで、今週早い段階で送られるということになりますね。それをもとにワーキングが開かれる。あるいは事前のコメントがあれば、ワーキングのメンバーが出していただく、こういうことになりますね。

そうしますと、先ほど確認をしたスケジュールの中で、今度はそれぞれのワーキングの出席メンバーを整理をしていくといえますか、あるいは入れていただくという、こんな作業になるかと思えます。よろしいでしょうか。

議事次第の裏側に全体スケジュールがありますので、これを見ながら確認をしていただければと思います。

それでは、まず事務局から、8月8日以降の確認をお願いしたいと思いますが、いいでしょうか。

柿岡 ありがとうございます。それでは、別紙1になりますけれども、8月、まず通常のほうを念のために確認いたします。

8月8日、カンボジア国道5号線改修事業（中央区間＋追加区間）ということで、早瀬委員、松下委員、松行委員、米田委員の4名でございます。

それから8月22日、ベトナム国ハロン - ハイフォン道路バックダン橋整備事業です

けども、岡山委員、田中委員、谷本委員、二宮委員、松下委員、米田委員です。

こちらは特に変更はないということによろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、同じく8月の、今見直しのワーキンググループの話題ありましたけども、まず一つ目の不可分一体事業、派生的・二次的な影響・累積的影響の項目について、8月11日になりますけども、もし、こちらご出席希望の方がいらっしゃったら、よろしくお願いいたします。

すみません、右からいきます。作本委員。

佐藤委員 佐藤です。

柿岡 高橋委員、谷本委員、早瀬委員、日比委員と松下委員、松本委員、それから柳委員。さらに途中で退席された長谷川委員もご参加希望ということですよ。12名です。

確認いたします。作本副委員長、佐藤委員、柴田委員、高橋委員、田中副委員長、谷本委員、早瀬委員、日比委員、松下委員、松本委員、柳委員、長谷川委員、よろしいでしょうか。

それでは、続いて8月25日のワーキンググループになりますけれども、こちらのご希望の方いらっしゃいますでしょうか。

また右から。

作本副委員長 すみません、作本欠席で。

柿岡 確認ですけど、鋤柄委員、田中副委員長、谷本委員、日比委員、松下委員、柳委員、米田委員、よろしいでしょうか。

高橋委員 ちょっと確認をさせていただきますか。先ほどのお話でも、日程が合わなくて欠席という場合があるというお話が出ましたが、まさに私、本当は25日、自分の専門分野からいっても参加したいんですが、海外出張で参加できないんです。これは事前に資料をいただいて意見を述べるということで、可能ということによろしいですか。

柿岡 はい。

では、以上でまず一旦8月のほうを終了させていただきます。

次、9月のほうにまいります。

9月のまず通常の案件になりますけども、9月1日、ナイジェリアの送電線につきまして、現在、清水谷委員、二宮委員、米田委員、3名となります。前後、見直しのワーキンググループ等もございまして、いろいろと立て込んでいて恐縮ではございますけども、こちらは今のところ3名でございますが、ご都合のいい方いらっしゃいますでしょうか。

では、原嶋委員、お願いします。田中副委員長、お願いします。

では、清水谷委員、二宮委員、米田委員、原嶋委員、田中副委員長ということによろしかったでしょうか。ありがとうございます。

では、先に通常のほうを進めさせていただきまして、9月12日、19日、それぞれ委員アサインされておりますが、ご都合の悪い方、もしくは追加可能という方がいらっしやれば。

平山委員 19日、それから10月3日を削除していただきたいのですが。

柿岡 では、9月19日、平山委員、都合が悪いということで、あわせて10月3日ですね。はい、承知しました。

では、9月19日、3名のところ、どなたかご都合のいい方、よろしかったらおられますでしょうか。

佐藤委員 9月19日、私、参加いたします。

柿岡 9月19日、では、佐藤委員、お願いいたします。

では、9月19日は作本副委員長、田中副委員長、村山委員長、佐藤委員の4名ということで進めたいと思います。

それから、9月22日から29日まで、まだ具体的な案件名がありませんが、この3件につきまして都合の悪い方、もしくは出席可能な方はおられますでしょうか。

申し遅れましたけれど、新しく第3期から加わられた委員の方も、もしオブザーバー参加として最初参加するということであれば、既存の案件の中に加わっていただく可能性はあるかと思えますし、最初からワーキンググループに参加を希望ということであれば、今ここで挙手いただいても結構です。

塩田委員 私は23日から10月13日まで日本にいないもので、すみません。

原嶋委員 9月29日は入れておいていただいても。

柿岡 9月29日、原嶋委員、ありがとうございます。

それでは申しわけありません、前に戻りまして、9月8日の見直しワーキンググループのこちらのほうをまた……

原嶋委員 ごめんなさい、今バッティングがあったので。

柿岡 難しいですか、承知しました。では、9月29日、原嶋委員は難しいということで削除いたします。

原嶋委員 すみませんでした。

柿岡 はい。

9月29日は、本日欠席されている委員も含めて確認をするということで、現在のこの3名プラス1名をまたご相談させていただきたいと思えます。

9月8日の運用見直しワーキンググループですけれども、こちら、申しわけございません、若干会議室が狭いということで、できれば少し少なめの5、6名ぐらいという、こちらの物理的なご希望ではありますが、もしご都合のつく方おられれば、「PPP F/S等案件の実現可能性や調査の熟度が高くない案件についての環境社会確認方法について」という議題予定でございますけれども、お願いできますでしょうか。

では、また右からいきます。作本副委員長、田中副委員長、谷本委員、早瀬委員、

松下委員、松本委員、ありがとうございます。

では、10月の通常の案件のほうで、今名前、担当委員にアサインさせていただいておりますけども、こちらで都合の悪い委員の方おられますでしょうか。通常案件のほうですね。

柳委員 10月27日はちょっと欠席させてください。

柿岡 承知しました。10月27日、柳委員、ご欠席です。

佐藤委員 10月17日、佐藤、削除をお願いします。すみません。

柿岡 10月17日、佐藤委員。

米田委員 10月3日を。

柿岡 10月3日。

ほか、よろしいでしょうか。

10月10日、10月20日のガイドライン運用面の見直しワーキンググループ、一応こちらの日程で検討を進めたいと思いますが、またこちらの出席につきましては、差し支えなければ、次回の全体会合で確認を進めたいと思いますので、一応スケジュール的なところをご理解いただければと思っております。

これにて別紙1の日程確認について終わりたいと思います。ありがとうございます。

田中副委員長 ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。全体会合は、次回9月5日ということになりますが、8月はまた通常のワーキングと見直しワーキングで、大変多忙な月になるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

米田委員 すみません、もとに戻るんですけど、先ほどの運用見直しの件で、ちょっと確認させてください。先ほどの松本委員のおっしゃられたお話は、共有事項に追加するというところでよろしいのでしょうか。

柿岡 ありがとうございます。来週のワーキンググループといたしますか、次回の全体会合の場で、検討した結果を、もし差し支えなければご連絡したいと思います。よろしいでしょうか。実際には、これまで議論を差し上げたものに1行加えるというようなことを想定しておりますので、新しいことというよりも、確認という内容になるかと思っております。

田中副委員長 そういう扱いでよろしいですか。

米田委員 むしろそれでしたら、もし全く変更しないのであればいいかなと思ったんですけども、もし変更するのであれば、些細なことですが、助言案のフォーマットでスコーピング案でしたっけ、それがスコーピングマトリックスに変更になっていきますよね。そこも修正していただければと思いました。

柿岡 語句の修正ということですか。確認してまた後日ご報告いたします。

田中副委員長 今日先ほど確認をした運用面の見直し、総論・体制というのは、そうすると、次回の全体会合でもう一度確認して、それでひとまず確定、こういうことですかね。

柿岡 共有事項について一文加えた形のものを今のところ想定しておりますので、それを全体会合の場でご提示するということで確認したいと思います。よろしいでしょうか。

田中副委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ほかに委員のほうがなければ、これにて終了としたいと思います。よろしいでしょうか。

通常的时间よりも長引きましたけれども、どうもありがとうございました。

柿岡 次回の全体会合でございますけれども、9月5日、2時半からJICA本部で行いたいと思います。ありがとうございました。

午後6時08分閉会